

第 24 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 2 日)

平成 20 年 12 月 3 日 (水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		午後 3 から 早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 3 0 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

本日、2 日目でありますけれども、早朝よりお揃いでご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今日より、約 3 日間、予定を一般質問しております。17 人、40 項目の内容で質問が出ております。町長におかれましては、大変でしょうが、答弁よろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は一般質問であります。

17 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたしますので、お願いをいたします。

それでは、9 番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔 9 番 敏森正勝君 登壇 〕

9 番（敏森正勝君） おはようございます。9 番議席の敏森でございます。

今日は、2 件の質問をしますが、少し横道へ入ると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、新庁舎建設にむけてと題して質問をします。

合併し、4 年目を迎え財政的に苦しいながらも幾分か落ち着いてきた感じがする今日この頃であります。本庁舎に全課をを置くのではなく分散した行政に不便を感じておられる住民が多いのではないかと思われます。

特に本庁舎は、私が高校時代に建ったものであり幾分か修理、補修をした庁舎であることは言うまでもありません。

もう、あれから 40 数年が経ち半世紀に近い年月を経過した庁舎であります。人の心理的な状況と職員の活力ある闘志をひきたてるものも、庁舎の真正ではないかと思われるが、今後の庁舎建設にあたっての町長の意見あるいは考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

2 点目でございますが、集落の孤立対策について伺ひます。

新潟県中越地震発生から丸 4 年が過ぎ、土砂崩れによる道路寸断で 61 集落が孤立し、通信手段や備蓄、避難施設の確保などの必要性が明らかになってまいりましたが、兵庫県内の中山間地では、ほとんど手つかずとなっております。

住民の高齢化や町の財政難が背景にあり、国や県に支援を求める声が強まっていると報道されております。

県内に災害時に孤立の恐れがある集落は、今年 6 月現在で 406 集落、うち耐震性が十分な避難施設は 19.7 パーセント、食糧備蓄は 5.9 パーセント、衛星携帯電話は 0.2 パーセントとなっております。この様な中、佐用町にも孤立化する集落が点在しており、高齢化と

ともに不安な毎日を送っているのが現状ではないでしょうか。

まず、その整備の第一点は、道路整備はもとより、病院の確保、医者不足にならない様にしなければなりません。幸いにも、佐用町には、病院、医院数も多く恵まれた状況ではありますが、大災害発生の場合、即対応ができる様に医師会との連絡調整も必要であります。財政状況を踏まえ、町としての支援策は何から考えるべきか。町長の将来的な見通しをお聞かせ願いたいと思います。

以上、この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。

本 12 月議会におきましても、17 名の議員の皆様方から、多岐に亘るご質問をいただいております。私なりに、できるだけのお答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず最初に敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず新庁舎建設に向けてということでご提言をいただきましてありがとうございます。

私も、この件につきましては、合併後の大きな課題の 1 つとして、時期を逸することなく協議をさせていただき、適当な時期に結論を出さなければならないというふうに思っております。

議員のご指摘のように、現在旧町の庁舎を、それぞれ活用して、事務を行っておりますが、この本庁舎につきましては、昭和 40 年の建設で、築 40 年以上経っております、合併時に耐震補強等を行っておりますけれども、耐用年数の面でも限界がありますし、また、非常に手狭でもございます。

また、現在の様に事務を分散して行うことは、町民の皆さんにも大変ご不便をおかけしておりますし、効率的にも悪く、非常にマイナス面が多いというふうに考えております。

特に、今後、職員の人員の削減のためにも、一層の効率的な事務運用を図っていかねなければならない上で、事務所が分散するということは、これは非常に障害になってくることは、間違いございません。ただ財政的には、非常に将来的に今後厳しくなることは、十分予想されるところでありますので、財政負担にならないように考えなければならない。また、当然、無駄なことはできません。

しかし、現在の庁舎の耐用年数も、今後、30 年、40 年、これから、この庁舎を活用して使用していくということであれば、相当の、また改修なり整備もしていかなければなりません。そういう総合的に考えて庁舎の改築が必要というふうにされるなら、当然、合併特例債の活用ができる間に整備をしておかないと、それを過ぎますと、町財政にとって、大きな、逆に負担になりかねないというふうに考えております。

合併特例法の期間も残された期間、もう 7 年を過ぎましたし、計画に当たっては、相当の協議を要するというふうに思っておりますので、当然遅れないように、今後多くの皆さん方のご意見をお聞かせいただきながら、方向を出していきたいというふうに考えております。

庁舎は、町の拠点であり、町民のよりどころでありますから、豪華な物は必要はありませんけれども、丈夫で使いやすいものであればいいというふうに思っております。特に、今現在、合併後文化情報センターも含めて、多くの町民の皆さんが集まる機会が非常に多いわけで、その場合、駐車場の不足をいたしております。そういう面も考えて、役場全体、周辺も含めた総合的な整備について、今後考えていかななければならないというふうに思っ

ておりますので、皆さん方の、また積極的ないろいろなご意見をお聞かせいただきますように、お願いを申し上げます。

次に、集落の孤立対策についてでございます。

佐用町には、現在、大地震の際に孤立する可能性のある集落、これはある一定の限られた条件でのことでありますけれども、今、20集落ということになっております。孤立する原因は、急傾斜地などの崩壊による土砂災害であり、これを防止するためのハード対策を完璧にすれば、当然、かなりこれは問題解決されるわけではありますが、そのためには、膨大な時間とコストを要し、事実上不可能であり、また、どこが崩れるのかも予想がつかないというのも現状であります。これらの集落は、過疎と高齢化が進みまして、限界集落と言われる集落が多いのも現実で、現状でございます。

最も重要なのは、災害時における通信手段の確保と、被災による傷病者等の緊急輸送体制の確保だというふうに認識をいたしております。災害時に有効な通信手段は、携帯電話のみであり、これも災害時にはつながりにくいということが、想定をされます。

また、傷病者等の緊急輸送体制につきましては、ヘリコプターが着陸可能な面的な広さのある広場は、ほとんどありませんから、吊り上げによる救助しかできないということも想定していかなければならないと思います。

この様な現状と情報を県から町に提供し、町から県に提供をして、災害時にはいち早い孤立集落発生の有無の確認と通信手段の確保、傷病者等の緊急輸送体制の確保について県と協議しながら具体的な対応を検討する必要があるというふうに考えます。

県においても、平成20年度から現状の調査と分析を行っているところであり、今後、個々の孤立集落の課題等について、実態の把握と、その情報を地図上に表示できるようデータ化するなど、県、町、関係機関との情報の共有化の整備も検討をされているところであります。

また、災害の規模によっては、近隣市町や県との連携を、より綿密に行い、食料や物資の確保などとともに、救助から搬送、治療へと広域的な救援体制をも重要であります。これらの体制を確認するためにも、毎年、西播磨地域広域防災総合訓練を開催しております。本年度は、佐用町が開催町として、先月の16日に行政及び防災機関、医療機関、自衛隊、警察など700人を超える参加を得て、地域の住民も参加をいただき実施をしたところでございます。

今後も、国や県の施策を踏まえながら、町として、どのような対策が必要か、地域の実情を踏まえながら検討をしていきたいと考えております。どうぞ、ご理解をいただき、ご協力もいただきますようお願いして、この場の答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 新庁舎建設に向けての話からお願いしたいと思います。

先ほどは、庁舎建設も視野に入れて計画の段階に入っているような意見であったというふうに思っております。ただ、現在の本庁舎の内部を考えると、住民との対話が非常にこう北側であり、明るさがない。それから、また継ぎ足しているだけに、課によれば北側で日当たりが非常に悪い。内部の調整が必要かなというふうにも思います。そういった考え方も、ひとつ考えていただきまして、今後の対応にさせていただきたいなというふうに思います。先ほど、言われましたように、合併特例債が活用できる間に新庁舎を完成することが望ましいと思いますし、また、そういうようにさせていただきたいなというふうに思いま

す。

ところで、教育の原点である教育委員会が、どの行政下においても末端の施設になっているように思います。教育は、人生の原点であり、地域の人づくりの本場であります。そうした役割を担う教育委員会であるため、本庁舎内に設けるのが一番ではないかなというふうに思います。以前にも一般質問で問いましたように、教育委員会の管轄内に、社会教育課を置くように言いましたが、現在、置いている生涯学習課を含め、教育の本場をまとめるべきではないかなというふうにも思います。そういった中で、ひとつお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） 質問、町長の考えやね。

町長（庵途典章君） 今、ご指摘のとおりですね、現在の、この庁舎、非常に改造したり増築したり、限られたスペースで何とか工夫をしながら、こうして事務を行っておりますので、町民の皆さんが来ていただいてもですね、十分に、一緒に対応したりお話ができる場所がありませんし、非常に手狭な状態で不便をおかけしております。

実際、この議会においてもですね、傍聴席においても、こういう階段を昇らなきゃいけないというような構造になっておりますし、まあ、これは、構造、元々の建物が、そういう構造ですので、根本的な所を変えろというふうになれば、もう壊してしまわなきゃいけないということになります。まあ、そういう点、非常に皆さん方も問題を十分、いろいろとお感じになっているというふうに思っております。当然、まあ、そういうことを今後計画する上ではですね、解消するように計画をしていかなきゃいけないということでございます。また、先ほど言いました、事務も第2庁舎、今現在本庁舎と言っても、第2庁舎という形で、この旧の郡の公民館を使っているということであり、また、その事務の連携、内容についてもですね、教育委員会含めて、分散しているということ。これは、やはり、十分に連携を、いろいろととっているんですけども、やはり同じ場所に居ると居ないとでは、やっぱり感覚的にもですね、どうしても、その連携が十分でなくなると。ないという部分が出てくる可能性はあります。そういうことで、できれば、十分にですね、各課が連携し、効率的な、また綿密な、この縦横の、この仕事が協力してできるように情報の共有化ができるような形での庁舎というものは、やっぱり必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 建て替えを計画するとすれば、庁舎敷地内の総合的な配置計画の下に行うことが一番ではないかなというふうに思いますが、もう既に文化情報センター等建てられていますので、それらを除けたほかで、何とか計画的にやっていただきたいなというふうに思います。

まず、関連としてなんですが、県の行革によりまして、保健センター、農業改良普及センター、土木など、来年4月からなくなることになっておりますが、決定はしていないようなんですけれども、普及センター職員を農協に配置する予定になっていると聞きましたが、地方公務員を団体職員の中にも含めるのではなく、役場に配置して農林振興課との連絡調整を密にすることにより、農業の安定化及び機能促進が図れるのではないかなというふう

に思いますけれども、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） あの、ちょっと関連になってしても、通告にはありませんが、町長、答えるようであれば、お願いいたします。できるだけ、そういうことのないように。

町長（庵逄典章君） まだ、県の方ではですね、具体的に、どういう配置、体制にするのかということは決まっていないと。ただ、現在の普及センター、これを廃止をするということが決定をされたということです。その後の話としては、先ほどお話のように、農協にですね、職員を常駐させるとか、また派遣するとかというような話はあるわけですが、実際に、今の業務をどの様な形で、実際に行っていけばですね、それぞれの、また、農業者に対しての指導なり支援ができるかという、そのしやすい方法を考えていかなければならないというふうに思います。

県の職員が、町の農林振興課と一緒に仕事をするということ。これは、実際には、いろんな面で検討していかないと、その職員を町の方に、全く一体的に派遣をして、そこで一体的な仕事ができればいいんですけども、バラバラ、県と町というものが2つ、そこにあって、実際仕事をする、業務を行う上でですね、課長にしても、その管理にしても、十分に、これが本当に権限が全く違うというような中で、やっていけるのかという面もありますし、その仕事、業務の内容を、よく精査して、そのあたりを検討していかないと、この件については、中々、今直ぐに私の方からどうして欲しいということとは言えないというのが現状でございます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 少し離れた話なんですけれども、農協・普及センター・役場が1つになって、一体化した考え方を持たないと、リーダー的な発揮ができないんじゃないかなというふうにも思いますので、その様な中で、総合的な庁舎が必要ではないかなというふうにおも思うわけでございます。

そして、佐用の中心から発する行政の光を隅々まで届くようにしなければならぬと思います。新庁舎落成を夢でなく現実のものにしていただきたいというふうに思っております。

この件につきましては、町長の決断に任せたいなというふうに思います。

それから、集落の孤立対策について伺いたいと思います。関連したことが、多いですが、よろしくお願いをしたいと思います。

先般、スポーツ公園において西播磨地域広域防災総合訓練が行われたところでございますが、先ほども話がありましたように700人余りの人が来られたおったという状況でございます。しかし、高齢化に伴いまして一人暮らし老人の場合、どう対応するのがよいのか、形式的な訓練でなくって、身近な対応ができる訓練があればありがたいと思いますが、その点は、どないでしょう。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 実際、その災害というのは、本当にいつ起きるかが分からないわけで、訓練どおりは、当然いきませんし、状況はですね、ある意味では最悪のことを考えて

おかなきゃいけないと。そのためには、どうしても、その防災機関なり、防災計画をして、その防災にあたる職員というような、一般的な人員に頼っていたんではですね、その実際緊急の場合には間に合いません。そういうことで、やはり、身近なところで隣同士、また集落、そういう所の、第一次的な救助、また災害に対する対応、そういうことができるような、常に地域づくりをしていかないと、これは、災害が起きた時、少なくとも地域の身近な人が、どう情報をつかんで、救助にあたるかということになりますので、そういう地域防災というものをですね、重点的にですね、これを取り組んでいただかなきゃいけないという、そういうことの方針の中で、今、地域づくり協議会、各地域づくり協議会の中にあってもですね、各地域の安全・安心、こういうことを特に大きく取り上げていただいでですね、考えていっていただいております。

自主防災、地域防災、自治会における自主防災ということですね、考えていただいて、地域でも、自主防災の訓練をしていただくと、そして、一人暮らしなり、そういう災害時に非常に危ない力所、そういう所もですね、常に地域で把握もしていただき、どこに誰が住んでいるか、どこを救助しなければいけないか。まず、そういうことを、情報として、地域でも、特に把握し、それを合わせて町としても全体の把握をしていくという、そういうことをですね、常に準備をしておかなきゃいけないというふうに考えております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、一人暮らし老人の場合、特に、不安であるというふうに思っております。

それから、山崎断層による地震の場合、佐用町全域において被害が大きいのではないかなというふうに想定するわけですが、林務砂防あるいは地質調査など、計画的な防災工事が必要と思われるが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう、その地質調査とかですね、そういう今お話のような砂防工事、地震に対してどうするかという、大きな広域的な、その対策については、町だけのレベルでは、これは対応ができません。これは、国においても、今の山崎断層の、この監視ということをやっていますし、県が、そういう、その今、防災マップとか、いろんな物を作ってどこが、やっぱり危険だということも、今、調査をしながらね、やって準備をしているわけですけども、これは、県と一緒に町は町として、県と連携をして取り組んでいかなくちゃいけないということだろうというふうに思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 次に、教育委員会に聞きますが、学校の統合により遠距離通学をしている児童生徒がありますが、道路の寸断により通学のできない子ども達も増え、各集落の公民館等で分散授業をしなければならぬ状態が起きたり、また、その公民館は待避所になっていて使えない場合もあります。教師にしても、その場所に行くことも大変なこと

が考えられます。そういった場合の対応は、教委としてどのような考え方をされますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 議員が、おっしゃいました状況は、当然起こりうることという想定はしております。

まず第1に、児童生徒の命を守ると。先ほど、議員がおっしゃいましたのは、家庭にいるという想定が正しいのではないかなと思うんです。命を守るということは、保護者、また家族と、やっぱり一緒におるとということが心の安定にも繋がるのではないかな。

で、そういう状況の中で、勿論学校もですが、町の災害対策本部等と連携をとりながら通学路の確保とか、また子どもを搬送してですね、学校が、授業ができる状態、そういう時間的なことですね、そういうことが今後考えていきたいと思っています。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 命を守るというのは、当たり前のことでございますけれども、地形的に見て最悪の場合を考えて計画の中に織り込んでいくことが一番いいのではないかなというふうに思いますが、防災教育は1回やったらおしまいじゃなくて、何回も繰り返し自分の身に覚えさすまで計画を組み訓練をすべきであろうと思いますが、学校ではどのくらい行っておりますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 防災教育につきましては、阪神淡路大震災以降特にですね、防災教育の時間、これをきっちり取りまして、また、更には、火災、地震等を想定した避難訓練。更には、最近では、地域との連携を持った、また関係機関と連携を持った引渡し訓練等々、各学校を中心に進めているところです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、年間1回、1回ではちょっと身に覚えがなくなってくるのではないかなというふうにも思いますが、また、地域づくり協議会としても大切なことと思っております。そういったことにつきましても、地域づくり協議会でも、こういったことについて一生懸命頑張っていたきたいなというふうにも思っています。

また、各集落において先ほども話があったように防災マップを作りまして、担当を決めておられるが、訓練ができていっているんでしょうかな、というふうに思うわけです。

まあ、マップは作ったものの、中々そこまで手がついてないというふうに思いますが、その点は、どないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 実際に、そういう訓練をですね、していただいているところもありますし、まだ、それもできていないところもあるわけです。

これは、やはり、その地域また自治会長さんを中心にですね、そういう意識を持っていただいて、取り組んでいただかないと、自主的な形でお願いを促していただかないといけないというふうに思っております。

今後、また、当然、この地域もですね、台風災害、16年災害からかなりの間、大きな災害もなくですね、やはり喉元過ぎればで、どうしても、そういうことについて忘れがちになっているのも大事ではないかと思えます。また、そういう訓練なり、そういう取り組みをですねして、地域でやはり、話し合いしていただくようにですね、町としてもお願いをしていきたいというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 日本列島は、毎日のように地震がありまして、テレビ・新聞等で報道されております。災害が起きてから復旧するのは、勿論ですが、起きる前に最小限に食い止める対策が必要であります。県内でも、ほとんど地震に対する対策ができていないような報道がありましたが、私達の町は、最小限に食い止めるために、どうすれば良いかを町長を中心に考えていかなければ、ならないと思えます。自分勝手な単独行動でなくて、全てを団体行動しなければ災害に災害を重ねることがあり、十分な災害に対する認識が必要と思われれます。よって、各集落への呼びかけとして訓練への参加をお願いをしたいなというふうに思います。

また、先ほど、お聞きしました中で、5点ほど重点的に考えていただきたいなと思えますのは、生活用道路の整備なんです、玄関道路でなくて、勝手口道路の整備を、まずやっていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど言いました一人暮らし老人の場合、どう対応するのが良いかという点。

それから、計画的な防災工事が必要であるということ。

それから、防災教育は1回やったらおしまいではなく、何回も繰り返し自分の身に覚えさすまで計画を組み訓練をする。

それから、起きる前に最小限に食い止める対策が必要ではないかなという点、5点を重点的に考えていただいて、今後の行政の柱として人づくりをお願いし、質問を終わりたいなというふうに思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の発言は終わりました。

続いて、4番、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔4番 岡本義次君 登壇〕

4番（岡本義次君） 4番議席、岡本義次でございます。

脚走に入り、後20日余りということで、光陰矢のごとしのような感じがしておる昨今

でございます。それでは、今日は、2点の質問をさせていただきたいと思います。

佐用中学校オープンスクールにて感じるということでございます。先日、議長、副議長やですね、総務委員会の同僚と佐用中学校がオープンスクールしておりました時に学校を訪問させていただきました。その中でいろいろ感じるものがありましたので、次にことを教育長にお伺いしていきたいと思っております。

1つ、3人の生徒が本も広げずに、ずっと寝ておったように思います。先生は、黒板で書くだけでありまして、何一つ注意するふうでもございませんでした。なぜですね、起きなさいというようなことも言わなかったのかという簡単なことでございますけれど、そういう現象がございました。

2つ、2人の生徒が後ろを向いて私語ばかり話して、全然前を向いていないのに、それらも、全然注意をしようとしておりませんでした。

3つ、名前を当てられても、なぜ「はい」と返事ができていないのか。

4つ、当てられても、なぜ立ち上がらせようとしめないのか。

5つ、総体に学習時間の中で私語が多くてざわついていたように思います。

6つ、義務教育の根本とは、どの様にお考えでしょうか。

7つ、していいことや、悪いことを教えることが大事と思うが、その点については、いかがでしょうか。

8つ、校長や教育長は先生にどんな指導されているのでしょうか。

これが1つでございます。

それから、もう1点につきましては、大阪大学との交流についてということで、今、佐用町は、「いなかのえんげ」等で、大阪大学と外国留学生と毎年ホームステイしながら、交換会をしてですね、良い文化交流を図っています。そこで大阪大学がいいのか、姫路工業大学や佐用高校いいのか別として、それらの学校と交流をはかり、いろいろな分野で研究や調査をしてみたら、町の活性化につながる事になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

1つ、何かテーマを、例えば、特産物について同じ様に、そういう斬新な頭の中ですら考え抜くと。

2つ、困っているイノシシやシカの対策等についてとか。

3つ、佐用の観光開発についてとか。

4つ、まちづくりについてとか。

5つ、佐用チャンネルの放映のことについて、まあ、こういうふうなことをですね、新しい、その学生の頭の中ですら、何かヒントがあれば、今、佐用町の職員が余裕のある時にですね、やっていってみたいかがなものでしょうか。

この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） それでは、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは岡本議員からのご質問にお答えさせていただきますけれども、最初の佐用中学校の件につきましては、後から教育長の方から答弁をしていただきますので、私の方からは、後の大阪大学との交流という点について答弁をさせていただきます。

大阪大学との外国人留学生を受け入れるホームステイ事業「いなかのえんげ」は、平成10年度から上月町国際交流協会が主催となり、人的交流によって、国際間の相互理解を深

めることを目的に毎年開催をされております。

平成 17 年度の合併後は、佐用町国際交流協会に引き継ぎ、今年度で 11 回を数え、これまでの受け入れ状況は、35 カ国、107 名となっております。

交流は、ホームステイを通し受け入れ家族を中心に、地域社会の行事等にも参加をして、文化や習慣の違いなどを知ってもらうなど、幅広く交流し、地域の国際理解に貢献をしております。

学校との交流による町の活性化についてご提案をいただいておりますが、留学生については、世界各国から訪日されており、お互いの意志や表現を伝達するための会話もままならない状況であり、大阪大学の留学生との交流は大変難しいものと考えます。

また、一般の学生はそれぞれの目標を持って大学で研究や勉強をしております。研究対象となるフィールドを求める場合もあり、ご提案のテーマを大学が研究対象として取り上げるかどうかは、先進性も考えて、当然、相手方の判断となり、実際、町の方で指導していくということは非常に難しいと思っております。

最近の状況を申し上げますと、島根県立大学、兵庫県立大学、関西学院大学、上智大学などから大学院生や教授が、佐用地域 SNS「さよっち」や佐用チャンネルの研究をしたいとのことで、来町をされております。地域 SNS の取り組みでは、佐用町地域、伊丹市地域、三田市地域及び宍粟市地域での連携事業として、地域 SNS を活用した都市と農村の人と物の交流システム構築に向けて、関西学院大学総合政策学部がフィールドワークを行って来ております。11 月には関西学院大学の学生が佐用町において、そば刈りなどの体験交流も行いました。また 12 月には伊丹高校生と関西学院大学の学生が、佐用高校生や小規模集落元気作戦のモデル集落住民と餅つき交流を行うことになっており、また兵庫県立大学の環境人間学部では、佐用チャンネルを通じた地域コミュニケーションについて、番組研究をされております。

SNS を通じて、人と人が交流し信頼関係を構築する中で、物の交流につながればと考え、今後とも地域の活性化の観点からも様々な大学と交流しながら、佐用町のまちづくりを活かしていければというふうに考えております。

以上、この場の私の答弁とさせていただきます。後、教育長の方、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それでは、引き続きまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

その前に、議員各位におかれましては、佐用中学校のいろんな問題につきまして、ご心配をおかけしておりますことを申し訳なく思っております。教育委員会も学校も最善を尽くしておるわけですけれども、中々それが、いい方向に向いていないというのが現状でありまして、今も、鋭意努力をしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それでは、お答え申し上げます。

学校での教育活動は、多くの子ども達に対しまして、一斉に行うことを基本としているため、集団生活あるいは、学習上の規律や習慣の確立が不可欠となっております。その度日々、授業や生活を行う中で、これら規律の徹底や望ましい習慣をつけていくことを目指して指導に当たっているところです。しかしながら、教師の指示や指導に対しまして、多くの場合は、素直に従っておりますけれども、中には、中々従わないこともあります。指導する教師の立場からすれば、当然、素直に聞き入れての言動を望んでいるわけですけれども、特に中学校の子ども達は、その成長過程から、理解納得ができないものに対して、やはり

前向きには考えてはくれない現状も多くあります。

ただ、本校の著しく従わない生徒は、指導現場でいろいろ苦慮しているわけでありませうけれども、これは、昨年、約1年ほど前から、いろんな問題が発生し、その結果、このような状況になったと、この様に認識しております。その都度、先ほども申しましたように、最善と思える指導を行ってきましてけれども、中々その結果が表れていないのが現状であります。生徒は勿論、保護者、地域、各関係の皆様にも多大なご心配をおかけしておりますことを、重ねてお詫びするところであります。

ただ、このような、指示指導に従わない生徒に対しまして、力づくにより従わせようとする場合、余計、反発を強めることもあります。一部の教師に従ったとしてもですね、他の教師に従わない。このようなことも事実あるわけでありませう。教師と生徒の信頼関係を何とか再構築していきたい。このことが急務であります。これには、保護者の理解、支援が大きな力となります。教師に対しては、地道な努力、我慢強く細かい指導を心がけていくことが求められ、町教諭としても、そのことを強く学校に指導しているところであります。

さて、議員がお尋ねの1から5までの質問であります。オープンスクール等の授業参観で、このような状況をご覧になれば、誰しもおかしいと思われるのが当然であります。私も、目にして普通ではないと。おかしいと、その様に認識しております。

議員が指摘されている行為、1についてですが、教師は、当然今までに繰り返し、繰り返し指導をし、してきたと思います。教科書を開けるように指示すべきであるし、また当然、子ども側からすれば、開けて授業を受ける姿勢をとらなければならない。こういうことであります。

2についても同様に、注意した時は止めても、直ぐに私語を始めるという実態は、この教師は今までも何回も指導してきたと、その様に捉えています。

3、4の質問については、日頃からの習慣で返事しなかったり、立ち上がって答えなかったりするのだと考えますが、全てが返事をしないとか、そういうルールは作っていないと思います。たまたま議員が見られたものなのか、いや全体的には返事するけれども、1人か2人なのか、その辺のことは、私には、ちょっと分かりませんが、しかし現状から見て、返事をはっきりするものが、少ないというのは、事実だろうと、この様に認識しております。

5についてですが、学習習慣の生活習慣が乱れていると、私語は勿論多くなってきます。本来すべき学習をさせるのが教師の立場でありますし、繰り返しになりますけれども、このような生徒は、中々周囲に従わず恐らく授業が終わった後も、休憩時間に指導を積み重ねていると、私は、その様にも思っています。指導不服従の状態になると、中々先生と、子どもとの心の通じ合い、これが、非常にこう難しいわけでありまして、6月議会でもお話をさせていただきましたように、時間を掛け、時間を掛け、苦慮していると、私は、その様に認識しております。

教育活動の大半を占める授業を正常に行うことが、学校の基本と心得て、私語をさせず授業に集中し、生徒が意欲的に授業や生活に取り組むよう、また生徒を授業に引き付けるために教師自らが、指導の工夫改善を図るよう、町教員としても学校訪問等を重ねながら指導を行っているところであります。また、指名させれば、返事をするとか、規律をして発言をするとか、授業の中で、生徒がとるべき基本的な態度につきましても、決して現状を良しするものではありません。やって当たり前のことが、きちんとできる、何とか、その様に改善をしていきたいと、現場の教職員は必死になってやっておりますので、まず、そのこともご理解を賜りたいと思います。

6番目の義務教育の基本についてでありますけれども、教育基本法が改正され、学校教育法も改正される中で、義務教育の目標も明記されております。子ども達の能力を伸ばし、

自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養おうことを目的としております。そのことを基に具体的に言えば、学校では、すべき学習活動に専念して、自分の力を伸ばし、集団のあるいは社会のルール、マナーを自ら守る、周囲に迷惑かけることなく主体的に生きていこうという素地を子ども達に培っていくことが義務教育の基本だと考えています。当然、このことの中には、議員が、していいことや悪いことを教えることが大事だと思うがと、その様にお尋ねのようにですね、そのとおりであります。

8項目につきましては、今まで述べてきましたように、基本的には、注意すべきことは注意して改めさせる、当たり前にするべきことは、きちんとさせ、学校生活の細かい部分から、このことの徹底を根気強く粘り強く指導に当たり、望ましい習慣を1日でも早く生徒達に付けていくよう子どもも、私どもも学校長も、教職員に対して指導しているところであります。また、教職員も、そのことは、十分理解していると、その様に任しております。

しかし、先ほど来、答弁させていただいておりますように、かみ合わない部分、たくさんあるということでもあります。どうか、現場の教職員の日々の苦勞、また努力していることをご理解賜りまして、今後とも、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ありがとうございます。

そしたら、先、町長との交流のことについてさしていただきたいと思っております。

今、町長の説明の中でですね、佐用チャンネルの放映のことについてですね、上智とか島根とか関学等が、そういうさよっち等のことについてもですね、こちらへ目を向け、足を向けてですね、やってきている、くださっておると、こういう、まあ、いいチャンスでございますんで、それらを通じてね、今、冒頭言われた留学生との交流そのものについてはですね、そういう日本の、この文化のことについては、やはり外国から来た生徒達についてはですね、難しい面があって、そういう国際交流についての人的、または、そういう文化的な交流というのはですね、今後とも、ホームステイしながらですね、続けていっていただいたら、その点についてはいいと思うんですけど、そういう、今、佐用の職員が、たくさん合併してですね、余裕がある時こそですね、私は、思うんですけど、参事とか副課長、そういう人に、こういう1つのテーマを設けてね、今、おっしゃったような伊丹高校とか、そういうようなのが、そういう、どう言うんですか、三田市の方でも、こう、そういうことについて、まちづくりについて、どうなんやという1つのね、ことをテーマ与えて、その参事とか副課長が、ドンドンそういうことを責任持ってですね、1つの、あ、これについてやってみいというような感じでね、そういうことをさせていっていただいたらと思っております。ですから、今、非常に、これからのですね、やはり私達は、佐用の職員の方は、現場段階で中身が分かってございますけれど、その合併については、また、そういう説明聞いた中でですね、自分達が勉強した分と噛み合わせたような格好の中でね、何か、そういうことができないかということで、まあ私は、この1つの、こういうことを挙げさせていただきましたので、そこら辺については、町長、その参事とか副課長を使ってでも、そういう1つのテーマで、ちょっとやってみいへんかというようなことで、中ですよ、部内的に検討言うんか、どの様にお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 町は、教育機関じゃありませんので、学校教育のカリキュラムの様な形のことは、中々難しいと思います。

ただ、逆に学生、今の学生はですね、いろんな研究テーマ、自分たちが持って、興味を持ってですね、それぞれに、外に出てですね、活動していく学生も多いわけです。特に佐用町のSNSとかね、そういう情報化、今、まあ、こういう問題について、今の時代の中の1つの大きな、これからお研究テーマというんですかね、活用を、どういうふうに、この情報網を、これから活用していけるか、していったら、社会というものの、コミュニティというものが構築、新たな構築ができていくかという様なことがね、1つの学生にとってもテーマになっている面があると思います。そういう面で、興味を持ってですね、1つの佐用町が取り組んでいるものを自分達の研究としてみたいという様な形で来ているわけです。そういう点についてはね、また、町も、まちづくり課なんか、逆にまあ、学生なんかの、そういう力も、また、学校の力も借りてね、新たな利用方法、活用方法なども一緒に考えていくということで、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから、そういう情報的な、こういう問題ではなくってですね、特に、島根大学なんかの先生、これは、今の農村地域が抱えている、いろんな課題、問題、これをどういうふうに考えていったらいいのかという先生自体が、自分の研究として、学生と一緒に地域の実態を調査したり、実際、中に入ってですね、今の限界集落が抱えている問題、こういう問題を分析しながらですね、地域の新たなコミュニティの構築というようなことをですね、考えていくと、そういう取り組みをしていただいております。

ですから、そういう点については、町も担当課がですね、一緒に、協力してですね、やらして、活動しておりますのでね、余っているから、職員を担当を付けて、誰でもそうしてというわけには、これでは、もう学生においてもね、決してついて来てくれるわけでもないんで、やはり、その点は、両方の、これは、そういう情報を町からも発信しているから、大学の方からも、また、その情報を持って来てくれるということであって、そういう、その双方のね、うまく、その考え方が一致するようなね、取り組みが一致するような形で、できる部分を町としても努力して作っていきたいなというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、町長のお話の中でですね、その島根大学等が、先生とか生徒がですね、やっぱり、こっちが発信することによって、その分野、自分達が勉強しておる分野についてね、こちらにも問い合わせがあり、そういう1つの生徒にすれば、卒論も含めて、先生のね、その田舎の、段々段々、若者を街に取られてですね、お年寄りばかり残った中でですね、街が10年後20年後崩壊するような格好の中でね、やっぱり、そういう研究も、やっぱりくみ上げて、そういう大学等が取り組んでですね、やってくれたら、私達は、そういう資料も提供してですね、やはり、その先生達に、佐用を1つのモデルとしてでもね、あなた達の、いわゆる研究のテーマにね、取り上げてやってくれという様な格好の中でね、協力していくことによって、やはり、そういうことを向こうの勉強の1つに取り上げてもらうし、佐用も佐用の中で、実態把握をつかんでですね、そういう1つの、こういうまちづくりの中の1つの活性化に繋がるものが、出て来るんじゃないかと思うんですね。ですから、やはり、これは、佐用だけじゃなくって、日本全体が、そういう田舎が疲弊しておるような格好の中でですね、やはり、考えんとあかんテーマだと、私は思って

おります。

日本の様に減反して何も作らなくてですね、補助金を出して、世界的に食料危機が叫ばれておる時にね、外国から 60 パーセント以上の物を輸入してですね、そして、農薬のきついか、そういういろいろな問題、食について問題を起こしておる、こういうふうなことでもね、やはり大変な問題だと思えます。ですから、こういうことを1つテーマにとっただいてね、農林振興課の方でも、そういう1つの中でね、いっぺんには、私は何もできないと思いますが、徐々にでもですね、こういうことで、あえて先生に中身をつぶさに申し上げると同時に、そういうことを、1つひとつでもね、解決していくことによって、また、何かが、活性化の町の発展にもつながることではないかと思っておりますので、そこら辺、町長も向こうの中です、やはり交流を通じて、勉強なり、そういう参事、副課長のお尻を叩いてでも勉強させていただきたいと思っております。この点については、まあ、私の、こういう思いの中です、町長も1つ、少しでも町が良くなるようにというので、お願いしたいと思っております。

それでは、オープンスクールのことにつきましてですね、このことにつきまして、私は、佐用中学校だけじゃなくって、三日月、上月、上津も全部中学校は行かせていただきました。その中で、やはりですね、名前を呼ばれて「はい」という返事がどこの中学もありませんでした。そして、立ち上がりも起立もませんでした。ですから、ここら辺は、教育長、どの様にご指導言うんか、されておるんでしょう。これ、三日月とか上月や上津は、佐用ほど、そんなに、やっぱり厳正な中で勉強も行われておりますけれど、そういう返事さえ、起立さえなかったんですが、そこら辺は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 当てられてですね、起立するとか、返事をするとか、これについては、基本的には、その様に指導していると。どこの学校も、これは、私はそう認識しております。しかし、いろんな生活行動が落ち着かない、そういう中からですね、その辺が崩れていっておると、私は、その様に見ておりますので、先ほども申しましたように、学校へ、学校訪問等に行きまして、私も、学校へ行った時には、必ず教室も見て回りますので、例えば、机が曲がっているとか、当然、机をきっちり並べたり、整理整頓ができた中での学習環境をしていかなければ、子供たちを指導しているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 私、小学校は、全部よう回らなんだんですけど、3つほど、小学校もオープンスクールの中で行かせていただきました。小学校についてはですね、子ども達は、先生に当てられて返事する子ども達もおりましたけれど、しない子ども達もおりました。ですから、そこら辺は、ですね、教育長として、やはり校長会等についてね、こういう一番初歩的なことはね、是非、いわゆる、まあ私、家庭のしつけというんはね、家庭が、もう 80、90 パーセントがね、親の責任だと思えます。普通ね。だけど、後の 10 パーセントは、フィニッシュ言うんか、学校が一番最終的なものは軌道修正もあるかと思えますけれどね、だけど、佐用中学校が聞きますところによれば、何人かの子どもが、そういう他の人の勉強ができなくて、親もね、佐用中学校には行かしたくないと。他の上津なり、上月なり三日月でもいう様な声を聞きましたけれど、そこら辺は、教育長としてどの

様にお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 非常に遺憾なことやと思います。

私も、10年前に、ある中学校の校長をしておりましたが、学校が、今の様な状況でありました。新しい6年生を来年迎える時に、地域から、また親から、そういう声を耳にした時に、何とも言えない思いがしました。その時に、私が言ったのは、皆さんで学校を作ってください。今おる者は、これで良しとは思っていません。新しい学校づくりに6年生も、その保護者も力をくださいと言って入学説明会に言った記憶があります。是非、そういう声が、議員の耳に入るならば、その様にお答えをいただきたい。地域の学校ですので、どうぞよろしく願いいたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次君。

4番（岡本義次君） 昔と違ってね、昔は、親父が怖いものであり、先生も怖くて、先生の言うことも素直に聞いておったと思いますけれど、今日日（きょうび）の世情の中でですね、中々、どう言うんですか、親が仕事にかまけて、子どもの教育まで中々できない様な実態の中で、そういうふうな状態も権利ばかり主張してですね、義務を果たさないという兆候が見られて、簡単に切れたり、いろいろ世の中、どう言うんですか事件が起こっておりますけれどね、そやけど、私は、やはり保育園とか小学校・中学校、こういう小さな時こそ、鉄は熱いうちに打てじゃないですけど、やっぱり教えていかなければならない最低限度のことについては教えていかないと、その子ども達が、やはり社会へ出た時に、一番、その本人が困って、本当に先行きですね、自分の人生というんを無茶苦茶にしまおうというふうに思いますけれど、それに、親も子どもも気が付いていないというふうな格好かも分かりません。

しかし、ちょっと、3人の方、何か、新しくアシスタントという方を来ていただいておりますけれど、それらの方の機能と言うんか、そういう日常的なことは、今、うまくいっておるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 3人のアシスタントにつきましては、10月からお願いをして、学校の要請に基づき派遣をしている結果ですね、その何人かの子ども達が、自分達のために来た。それを強く必要にですね、その様に捉えまして、また親も、その様に捉えて、非常に大きな問題と言いますか、最初の出会いが非常にうまくいかなかったということですね、何回か行っていただきましたけれども、今のところは、先生の相談とか、それから、親の相談とか、そういう形で、現状、実質学校へは、今のところは、行っていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） その、ちょっと聞いたんですけど、その3年生の、どう言うんですか、子がですね、2年生の子分言うたらおかしいですけど、連れてきて、お前ら見とけよと、こんだけ暴れても、先生が、何もようせいへんどの様な格好で遠巻きで見ているという様なことを聞いたんですが、そういうふうなことについては、実態をおつかみですか。何か、聞かれたことがありますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、議員がおっしゃったような内容については、私は認識しておりませんが、いろんな問題があることにつきましてはですね、教育委員会に報告があって、その都度対応をしているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そんなことも含めてね、ちょっと私達の耳にも、ちょっと聞きましてですね、やはり、他の上津や南光、三日月の校長先生達も佐用の事柄については、全然何も知らないという様な、私も、ちょっと聞いたんです。校長に聞いたことあるんですけど、こういうことをご存知ですかと、佐用のことも言うて聞いた時にね、いや、全然知らんということを校長おっしゃってましたので、そこら辺についてはね、やはり私は、教育長が校長会の中ですね、佐用が、こういうことで事実困っておると。何か、いい知恵か、そういう何かアドバイスないかという様なことも含めてね、それで、他の三日月なり上津、上津は、こんな実情もないんかという様な、そういうことを取り上げて、勉強とか話し合いというのはなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） どこの学校の校長が、その様に申したか分かりませんが、そんなことはありません。佐用中学校の現状、全てではありませんけれども、学校長は知っているはずですよ。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） まあ、そういう様なことを、ひとつね、やはり、いいことも悪いことも含めて、やはり話し合いの中で、やはり、どこの学校も良くなるようにね、当然、教育長も校長も先生も努力されておるとお思います。

しかし、そういう様なことで、中々直らないというのであれば、やはり、今、言いましたように、どこかで断ち切ってしておかんと、3年生が抜けたら、またその2年生が、たがが外れたようにですね、われわれが大将になったと。それで、また、同じ様にいう様なことが継続されるのであればね、やはり、いつまで経ってもよくなっていかないと、この様に思っておりますんで、私はね、各先生が、クラブ活動の担当言うか、担任やられてま

す。野球とか卓球なりバレーやね、その陸上でも、その先生たちが、やはり、黒板で教室なんかで教えることと違って、その体育の、その監督と言うのは、まあどう言うんですか、普段、ちょっと使うてもあかん様な言葉でも、「どがいしょんなら」「こっちこんかい」「こっち来い」という様なことでもできるんじゃないかと思うんです。ですから、そういう中でね、ひとつのしつけも、そのあいさつのことでも、それから、やはり協調することでもね、やはり、誰も、差別、区別することなくね、ドンドン、そういうやつを、その中でね、教え込んでいくことも大切じゃないかと思っております。ですから、先生達が、いろいろ、苦勞、私達も、こうやって見させていただいてね、大変と思います。しかし、佐用で、こないだ行った時でも、女の1人の先生だけが一生懸命、古墳奮闘言うんか、生徒のそこを歩いて回って、中身、帳面見ながら、何しよん言うて肩揺すってでもね、やっておる立派な先生もいました。そやけど、他の先生は、今、言いよったように、この教育長のお答えの中に、寝ておっても話しておっても、何回か指導はして来たど。だけど、何ぼしても直らんという答弁だったと思うんですけれど、そこら辺についてはね、やはり、私は、義務教育と言うんは、大学のゼミと違って寝ておっても、そこら辺、もう放っておいて、先生が黒板になり、話して教えていくんと違ってね、やはり、その都度、ちょっと私、分かりませんが、その体罰したらあかんということの中にね、そこへ立っておけとか、ちょっと、グラウンドでも走ってこいとか、そういうことは、やっぱり体罰でやったらあかんのですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 体罰の部分のことですけども、体罰は、学校教育法によって、教師の体罰は禁止されています。

それは、精神的苦痛、肉体的苦痛、これを与えてはならない。こういうことになります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、その精神的とか、そういう苦痛を与えてはいけないということでございますけれども、寝たり、私語ばかりしておったら、ちょっと名前でも当てて、「おい、岡本、何寝とんや」とか、「ちょっと、目覚めるまで立っつけ」とか言うぐらいのことあかんのやね。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） それは、議員の気持ちの中で、私は、「いい」とは、この場では、言えませんが、けど、厳しく叱るとか、これしてはならんから、こうしなさいとか、これは、きっちり申すべきだと、言うべきだと、私は、その様に思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） その様にね、今、いろいろと、先生については、昔と違ってね、私ら学校へ行きよう時に、ずっと、各頭もはつられ、ずっと1年から6年まで中学校も立ち

からされて、ごんたしようグループに入ってましてね、したけど、そやけど、僕は、かえって、その方が、やっぱり先生は、その子ども達はね、良くしてやろうということでね、やってくれたということで、感謝しております。そりゃ、勉強は、それは、できなんだんですけれど、そやけど、そう言うて、やっぱり、あかんことは、あかんというね、1つの指針言うんか、教えてもらうことによって、良いこと悪いことのね、判断がついてきたと、この様に思っておりますんでね、ですから、先生や校長、教育長、大変と思いますけれど、私達もできることがあれば、この親にも話しかけますし、また協力もしていきますんで、ひとつしんどいですが、頑張って、良い子ども達を世の中に送り出して困らないように、ひとつやっていただきたい、この様に思っております。

以上で、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、2番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊和君） すいません。休憩や思うとったもんでね。

議長（西岡 正君） すいません。

2番（新田俊一君） 2番、新田でございます。休憩に入るんやないかと、自分で勝手に予測しまして、ちょっと心の準備ができておりませんが、静かに聞いていただきたいと思っております。

いつも、一般質問は、3番バッターなんで、野球であれば、非常に良いわけなんですけれども、1番、2番が、これ大変こう強力なんで、中々1番、2番に上がれないような状況でございます。まあ、3番バッターとして、簡単にお聞きしたいと思います。

質問の内容は、食の安全と対策はどうなっているかということでお聞きしたいと思います。

1番目ですが、西暦2000年に、中国からの輸入食品に、残留農薬化学薬品が検出されてから、2008年の10月まで約8年間、次々と毒物が検出されておりますが、食の安全を考える時、町長には、平成20年の3月の一般質問で、毒入りギョウザ等について、お伺いしましたが、保健所などの食品衛生法に基づく検査において、食品衛生監視員が、流通している農産物の残留農薬検査を実施している。又、輸入食品については、全国31カ所で、港や空港で検査が行われているので、残留農薬等が基準を超えることはない、と答弁されておりますが、今でもその考えは変わっていませんか、町長にお伺いします。

2点目ですが、特に中国からの輸入食品については、今なお、新聞・テレビ等で報道されている通り、多種多様にわたり、毒物が検出されておりますが、この事態を、どの様に考えているのかお伺いをします。

3点目ですが、佐用町においても、学校給食にも薬物が混入された食材や事故米が、購入されていたと、報道されておりましたが、その後の取り扱いについて、どうなされましたか。

中国産の、小麦・砂糖・ゴマダレ・インゲン豆・大豆・ハウレンソウ・トウモロコシ、まだいっぱいあるんですけれども、たくさん輸入されておりますが、当佐用町では、流通しているかどうか町長にお伺いしたいと思います。

中国では、粉ミルクにメラミンが混入されており、赤ちゃんが5名死亡したと聞いてお

りますが、幸いに、ミルクは輸入されていないということで、安心しましたが、乳製品でアイスクャンディ・インスタントコーヒー・ミルクティ・ビスケット・チョコレート等が、全商品で約3万5,000トン輸入され、流通していると聞いておりますが、この毒入り商品が、市場に出回っていることに、町長はどう考えられますか、町広報などにより、お知らせすべきではないですか、町長にお伺いします。

5番目ですが、今、日本人は世界でも長寿国として認められていますが、今後は食の安全を、国や県に任せず町独自で精査し、佐用町民が毒物に犯されず、安心して食生活が出来るよう、最善の努力が必要ではないですか、専門の知識をもった職員を置くことは、財政的に困難かも知れませんが、健康であれば、医療費が何パーセントか少なくなると思います。このままでは病人が増え、医療費が多くなり、町の財政圧迫にも繋がると思いますが、町長はどの様に思われますか、お伺いします。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは新田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の残留農薬検査についてでございますが、今年3月の一般質問でもお答えさせていただきましたが、農薬の安全性は、農薬の登録制度によって検査され、使用方法については安全性が確保されるよう作物への残留や農産物食物への影響に関する基準が設定をされております。また、食品衛生法では、食品に残留する農薬の基準が定めてあり、基準を超えて農薬が残留している農作物は、販売中止や回収の措置がとられます。

農薬の検査につきましては、食品衛生法に基づき保健所などの食品衛生監視員が流通している農産物の残留検査を実施されております。

輸入食品の場合は、全国31箇所の港や空港にある検疫所で検査が行われておりますが、現在でも数多くの食品からの残留農薬問題が起きており、国において検査体制の見直し・改善も対策として実施されて、より検査も厳しくされているものと思っております。

次に、輸入食品の毒物混入等につきましては、輸入時に検疫所での検査等が行われており、輸入食品に限らず産地偽造問題等が近年多く報道をされております。食の安全につきましては、輸入食品にかかわらず、国の衛生管理体制の強化により安全安心な食品の供給がされることを願っております。

次に、学校給食の食材と事故米についてのご質問でございますが、事故米は、学校給食での副食の厚焼き玉子に入っている米でんぷん粉に、原料として約1パーセント使われていたもので、農薬の残留とか毒性のカビではなく、一般的なカビがついたものということでした。また、農林水産省の調査で、事故米の混入期間も限定され、佐用町では佐用給食センターで平成17年使用の4回のみで、県下各施設においても今回の食材での健康被害の報告例はありませんでした。

現在、佐用町では、同納入業者の厚焼き玉子等の食材につきましては、使用を止めております。また、中国産の野菜や餃子等の加工品につきましても、基本的に中国産を使用せずに、国内産を使用するようにしております。

次に、輸入の汚染された乳製品についてのお尋ねでございますが、市場に出回っている商品は、何らかの事故があった場合は各メーカーが実態を調査し、不備等があった場合は即、小売店が商品撤去を行っているのが現状であります。国県からの指示及び必要に応じて対処したいと思います。

次に、安心して食生活が出来るよう、専門職員の配置は考えられないかというお尋ねでございますが、専門職員とは、主に検疫所や保健所に所属する「食品衛生監視員」でありますが、輸入食品の安全確保につきましては、輸入者が第一責任を有するものであると思えますし、輸入食品の安全性の監視は国の検疫所で行われており、また県及び政令指定都市・中核市等においては「保健所に配置」されております。町レベルでの職員の配置は、とても専門性から見ても考えることはできません。

また、現在、国は「輸入加工食品の自主管理に関する指針」に基づき、衛生管理体制の強化を輸入者に対して指導・徹底を図っているのが現状であるというふうに思っておりますので、ご理解いただき、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 若干、同じ様な質問になるかと思うんですが、全国 31 カ所で、港や空港で検疫検査をされても、次々と、毒物が、食材が日本に輸入されているのが現状だと思います。中国を始めとして、アメリカ・オーストラリア・フランス・カナダから輸入されていますが、米や野菜、牛乳、お菓子、そして小豆、あんこ等々が約 9 万 5,000 トン中国から輸入されていると言われております。あれば 10 万超しますわね。中国生産と明記がされていないのが現状、加工食品ですね、は、明示されていないのが現状であります。この事態をどう考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、食品の食の安全、これは、本当に国の、わが国として輸入しているわけですから、国が、やっぱり輸入に対しての安全性の確保ということについては、全て責任を持ってもらわないとですね、責任を持った体制で、また食品の輸入をしていただかないとですね、それを入れてから、各流通した中でですね、それぞれの、また市町なりが、その対策をすると言っても、これは、非常に逆にできない、無理なことではないかというふうに思います。輸入すること事態ですね、これはたくさんの物が、いろんな各国から、中国だけでなくですね、世界各国から輸入をされております。そういうたくさんの、膨大な物があるわけで、全てが検疫、その検査をされているかどうか、それは分かりませんが、当然、中々それはできない、抜き取り調査しかできないと思うんですよ。ですから、そういう中で、どれだけの監視体制をするかで、国にできない物が、町にできるということになると、これは、とても町は対応はできません。ですから、水際で、国が、その体制を強化していただくしかないというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） はい、いいですか。

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

2番(新田俊一君) 先ほど来、町長の方から、毒入りの、この、このいろんなお菓子とか食材を、こう食べても被害はないということは聞いておるといことは、何かこう、安心言うんか、悪いんか、考え悩むようなお答えでしたんですけども、1食を60キロぐらいの体重の大人が、1食を50年ほど食べ続けても大丈夫だというようなことは、新聞にも出ておりましたがね、ところがこれ、10品目食べたとしたら、これ段々近づいて来ますわな。早いこと命しもてまうのに。ねっ。やっぱり、町やとか県とかと言われても、これは、もう舞台が大きすぎてね、中々こう守るといことは非常に難しいんじゃないかと思うんです。毒入りを送って来る中国なんか、よっぽど楽なわけではね。それを国が守る、非常に守るいことは、昔の侍の時代なんかでもお城でも守るのは、非常に難しいと。攻めるほうが勝つんじゃないかというような感じもあるわけですけども、そういったことは、全部、県や国に任せていとうと、それじゃ任せと云うんじゃないに、やはり、佐用町が、そういうことは立ち上げて、一生懸命頑張っていけば、佐用町が発信すれば、また各他の市町村なんかにも波及されて、そういった毒物の監視なんかについても十分な効果が上がっていくんじゃないかなと、そういうことを期待しての答弁を願いたかったわけなんですけども、もうちょっと、お願いできますか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵逄典章君) 毒入りの物を食べて、私大丈夫だなんて一言も言っておりません。
ただ、あの、学校給食

2番(新田俊一君) 被害がないと言われた。

町長(庵逄典章君) えっ。

2番(新田俊一君) 被害がないと言われた。

町長(庵逄典章君) いや、学校給食で、今回の厚焼き玉子について、についてのですよ、事故米についての件については、そういう調査、追跡調査もされて、そして実際の健康被害の報告例はありませんでしたということ、一応答弁させていただいております。

確かに、既にね、餃子等については、ああいう健康被害、大変な命にかかわるような健康被害まで出ているわけです。まあ、残留農薬がね、基準という物があって、それを実際に検出されても、そういう、その調査、科学的には、その50年食べても大丈夫ぐらいな量だったという様なことは1つひとつには言われておりますけども、しかし、まあ、それ言う、その食品全体が、そういう状態になってしまえばですね、いろんなところで、予想つかない被害が出てくるだろうということも、これは確かにあると思うんですよ。

ですから、本来加工食品なりですね、特に、そういう生鮮食品まで輸入してくること自体、これはやっぱり、国としてやっぱり、そういうことがね、そのいいことが悪いことか、この辺を、そういう輸入までしなくても、国内で生産して、国内で賄えるように、今、していくということ、まず考えていかないと、この検査の問題とか、その、それを対策と、そういうことだけを考えていたんではね、これはきりが無いというふうに、実際には、中々全部ができるわけじゃないんで、この対策については、やっぱり根本的な問題は、そこに、輸入している所に問題があると思うんですよ。

ですから、佐用町としてもね、例えば学校給食なんかにしても、できるだけ地産地消で、地元で安全に作られた物を、そういう物を使用していくということ、こういうことは、

当然、これから、できるだけ進めていかなきゃいけない。

ただ、加工食品においてもですね、どうしても今の時代なんで、使っていかなきゃいけない、で、そうなれば、メーカーについてもですね、信頼できる国内産を使ったものを、生産された物を、確認された物を利用した材料にした物を加工食品として使っていくとかね、そういう方向で、やっぱり町としては、取り組んでいきたいということでありまして、その今の流通をしている物を、佐用町のレベルで検査をして、町民の皆さんに安心してもらうというようなことは、やろうとすればね、これは、町も検査機関として、検査をしていくためには、1人や2人の職員を置いただけでは、とてもできる話ではないわけですね。これだけたくさんの方が、既に入って来た物を各お店から、提出していただいてね、それを分析、非常に膨大な機器という物が入りますよね、分析するためには。そういう、その微量な物を分析するだけの、その施設という様な物を町が持つことは、当然できませんし、それに対する、その専門職員を置くという様なこと、これは本当に検疫体制みたいなものを考えていきよったら、佐用町全体で、全部でかかってもやれないぐらいな問題ではないかと思えます。だから、その為の国があるわけですから、国というもの県なりの、やっぱり検査機関というのは、やっぱりしっかりと、これは責任を果たしてもらわなきゃいけないということを答弁をさせていただいたわけです。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、輸入をされて来る時に、船等で輸送されて来ますので、非常に日数が掛かりますので、メラミンとかメタミドホスは、絶対必要な物らしいですね。これ、カビが生えないようにするために。どうしても、こういう毒物を使わないとカビが生えてまうとか、腐食するとか、ハウレンソウとかいろんな物に振りかけておかないと、新鮮度が保てないという様な、日本へ輸出するためには、どうしても必要にかえされざる毒物らしいんですけどね。それを、分かっておってね、現地にも、あんまり調査に行っておるんじゃないし、牛肉に対しても、アメリカから輸入されておったわけなんですけども、この肉あかんのや、あかんのや言うて、ようちゃんと、取っとんや、ああやこうや言うて、ちょいちょいちょいとアメリカへ行って来て、ころくに見んと、酒飲んで帰ってきて、大丈夫や大丈夫やなんて言うておったら、また入って来ておったと、そういうふうなおよそげな国がやっとなってすわな。

そやさかいに、われわれでも、そういう、その国やとか県を信用しないわけやないんやけどね、やっぱり、もうちょっと危機管理を持っていただきたいと思うんですが、ちょっと、その辺、お聞きしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁。

町長（庵道典章君） それは、もう私も、そういうことで、それぞれの責任をね、きちっと果たしていただかないと、そのための、それぞれの権限を持った形での職員がおり、役所があって、大きな予算を使ってですね、それを実施しているわけですから、そのただ、そういう、その輸入したりするためにね、農薬なり薬品も使わなきゃいけないということが、前提があるんだったら、それは、私、分かりません。まあ、メラミンなんて言うのは、これまた化学物質が溶け出す物ですから、全く違うんですけども、そういう危険性があることが分かっておるんだったら、それは、もうその輸入ができないという、逆にね、い

うことで、輸入しないというふうに、していかなきゃ仕方ないということだと思うんですね。ですから、その辺、国の、これは食料政策、大きな問題に係わっている、根幹にかかわる問題だと思います。その農薬問題というのは、だけの問題ではなくってですね、残留農薬という形じゃなくって、国自体が、この問題解決するためには、食料制度全体の、やっぱし、もっと見直しを図っていってもらわなきゃいけないという思いを、私は、持っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） おっしゃることは、よう分かるんですけども、こういうこと聞いたら、ちょっと叱られるかな。

先ほどから、いろんな種類のね、毒入りの食材とか加工食品について、なんぼか、こう挙げていったわけなんですけれども、どのくらい入って来ておられるか知っておられますか。およそでもええんやけど。ここに書いておるだけでも、こんなん、ごく本一部でね、もう偉いほどあるんですは。ここに書いてあるんですよ。これ、びっくりするほどあるんですよ。ここに、これ。それでね、1食とって被害がなかったとか、ちょっとうまいことしたさかいに、給食は、どがいもなかったんやという、それは、もう安易な考えであってね、いつ、どこで入ってくる言うたら、例えばね、キャンディは言いましたはね、クッキーとかスイーツ、ポタージュ、それから練乳、ビール、おでん、枝豆、ペットボトル、ハム、ソーセージ、それから玉子、蕎麦、片栗粉、メリケン粉、牛肉のたれ、醤油、味噌、豆、それから焼酎、紹興酒、野菜ジュース、りんごジュース、キムチ、まだいっぱいあるんですけどね、えらいほど入ってきとうわけなんですは。これね。全部毒入りですは。これ。これ中国も毒入りのデパートやないけど、どっかで聞いたことあるんですけども、ぐらいの事輸出してきようわけですよね。だから、国と県が、うちとこらが、そないなこと関係ないんやさかい、ええがなと。国と県とが、ちゃんとしてもろたらええんじゃと逃げ腰にならんとね、えらい金が掛かるさかいにかなわんのじゃと言うんじゃなしに、せめて、こんだけの入って来ておるんじゃということを、よく気をつけて、加工食品なんかは、全部中国商品ですけども、表示は国産で書いておるそうですね。全部。そういったことも、ちゃんと見てね、やはり町民に、こういうことはよく気をつけてくださいよぐらいのアピールとか、そういったぐらいのことは、広報でもできるんじゃないですか。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） どれだけの加工食品があるか、それはもう、膨大な物だと思います。

それは、当然、穀物ですね、今、生産というものが、加工食品の素になっているのは、ほとんど穀物のいろんな穀物です。その穀物の生産が、国の生産消費ベースでいくと、もう30パーセントしか国内では生産してないと。逆に70パーセントが、いろんな穀物を輸入して、それが加工食品という形で輸入したりね、それから、穀物そのまま輸入したり、その大豆の輸入した物を、また国内で加工したりということをやっているわけですから、だから、当然、今の国の食料事情というのは、そういう、その輸入食品に頼った、また中で、私達は、毎日、それがなくて逆に餓死してしまうというようなね、というのが現状です。

しかし、まあ、だから、加工食品そのものをなり輸入食品を絶対に食べないというようなことをね、今直ぐに簡単にできるわけじゃないと思うんです。逆に、しかし、できるだ

け、そういう危険性があるんですから、これは、やっぱり、危険のないようにはしていくということは、国の責任なり県の責任としてやっておかないかんのんですけども、町民に対しては、できるだけ加工食品を使わずに、やっぱり自分で食材を調理してね、食べていくという、これは、食のいろんな、昔であれば、いずみ会とか、まあ、その、そういう、その食事の食育という形でね、いろいろと指導をいただいている皆さんもいらっしゃるんですけども、学校教育なんかにおいてもですね、できるだけ実際に原材料から自分で、本当に料理をして作ると、加工食品をあまり使わないという様なね、食生活にしていくような指導、広報をしていく。そういうことを、やっぱり町としてもPRしていかなくちゃいけないなというふうに思います。そういう面でのね、保健師なり、私は栄養士なり、そういうことが、町民の皆さんに少しでも、そういう生活をしていただく様な方向をね、指導していくという、そういうことを、やっぱり、広報をしていかなくちゃいけないなと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ちょっとだけ納得できるような答弁いただいて、非常にこうありがたいと思います。

確かに、需給率 39 パーセントそこそこやということは、言われておりますんですけども、先ほど町長がおっしゃったとおり 30 パーセントぐらいじゃなしに、もうちょっと低いらしいですね。実際は。だから、そういった、ほとんどの物が輸入食品に頼っておるという様なことでございますので、そういった毒物が、もう目に見え、ちょびっとずつでも、毎日食卓に上げられると、初めは顕微鏡で見なあかん様なやつは、目で見れるような大きな毒に固まっていくという様な、そういう状況にもなるかと思うんです。

そして、いくら何ぼ、佐用共立病院とか、藤綱さん、藤綱じゃない、あれ佐用中央病院ですか、中央病院とか、岡本さんとかあるわけなんですけれども、いくら、そこらが充実しておっても、食の安全を放っておいたら、将来大変なことになるんじゃないかと心配しております。混入されているメラミンやメタミドホス等は、ガンや腎臓結石、急性心不全になると言われております。

町長、これは、どう言うのかな、やはり、そのまま放っておいても、ガンや心不全や腎臓結石になった方がええと思われませんか、どうですか。

町長（庵逄典章君） まあ、それはお答えをするまでもないんですけども、そういう健康被害というのが、長年のね、その、そういう影響によって、長い間で、その、そういう病気が発生すると、特に、ガンなんかは、発生して、実際には、15年20年かかって、実際に、その体実際に出てくるというようなことも聞きますし、最近、非常にね、ガンの死亡率というのが非常に高くなっていると。この辺は、やっぱり、今の生活、特に食生活の影響というのはね、これは、科学的に、きちっと分析が、中々することは難しくても、常識的に見て、そういうふうに見て間違いのないと思いますし、そういう中でね、やはり自分の健康を、まず、それぞれも守るためにも、食生活ということについて、少しでも地産、自分達が、こういう生産できる土地というものがある中で、その地域で生産した物をね、安全に少しずつ地域で食べると、そういう安全な物を食べていくという、食べれるような、やっぱり地域社会というものを作っていかなくちゃいけないということは、もう仰せのとおりだというふうに思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先ほど、食材は、できるだけ自分の家で作った物か、地元で作った物を、食材を、こう加工して料理して食べていくと、これもう非常に僕も同感で、そういうふうな方向に持って行っていただきたいなど。また、今、死亡が、ガンがこれ死亡率の100人おったら50人ぐらいがガン、それまた、ガンが、勢いづいて、ちょっとこう、もう1つの脳卒中を追い越そうとしておるようですね。それは、何でか言うたら、戦後、日本は復興して豊かになってきて、ドンドン、中国とか、あっちの後進国の方から、物を買いいれて、自動車買うてくれ、あれ買うてくれ、こう出して、その代わりに、いろんな物入れてくるという様な状況の中で、われわれは、知らんと間に、ドンドン、ドンドン、そういうガンの発生する様な物、心臓が悪くなる、急性心不全ですか、そういうことになるような状態になってきて、何ぼA E D言うんですか、あれ、昨日かに、ちょっと見せてもるたけども、あんなもん持っておったってね、それは、もうあけへんのんです。あれ。この前練習したんです。JAの農協で旅行に行っておってね、さっぱりあけへんの。皆が使うても。あかんのんですは。そやさかいに、やはり、毎日の食生活が大事じゃないかと。その中で、こうガンをなくしていくような状況に作っていただきたいな。

まあ、あの、近年は、おいしいグルメの時代になりね、テレビの番組つけても朝から夜遅くまで、料理の番組が、ドンドン、ドンドン、油いっぱい使うて、おいしそうなん作っておりますはね。私達も、外国のいろんな食材を楽しんで来ましたけれども、今は、それが、ちょっと怖くなって来ております。人々が、安心して安全な食生活が楽しめるような時代が早く来るよう努力していただきたいと思います。

先ほど、町長もおっしゃられたとおり地産地消にも十分こう気を配っていただきまして、汗をかいて欲しいと思い、それを特に希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の質問は終わりました。

遅くなりましたが休憩いたします。11時30分から再開したいと思いますので、お願いします。

午前11時13分 休憩

午前11時30分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開します。

続いて、3番、片山武憲君の質問を許可いたします。

〔3番 片山武憲君 登壇〕

3番（片山武憲君） 3番議席の片山でございます。ただ今より、通告書に基づき、2件の一般質問をさせていただきます。

昼一番の予想をしていたんですけど、逆に昼の、お昼休みの時間を気にしながらいうあれで、冒頭の言葉も急遽変更いたしまして、実質中身に入りたいと思います。

今回、私が、この場で申し上げなくても、町長や担当課の方が既に構想を持たれていたかも知れませんが、早い者勝ちということで、ささせていただきますので、よろしくお願

します。更には、細かい具体的な質問になっていますが、デジタル時代ということで、ご了承ください。ただ、残念ながら、私の頭の中は、依然としてアナログの賞味期限切れ近い代物で、入れ物もご覧のとおり老朽化しております。従って、ご回答は、簡潔明瞭でゆっくりとメモもしますので、お願いいたします。

それでは、まず1件目であります。有害鳥獣駆除を町職員で行ってはどうかということで、今更私が申し上げることではございませんけれども、皆さんの方がよくご存知だと思いますけれども、実際、有害、鳥は少ないんでしょうけども、有害獣の駆除の依頼があった際、猟期以外が特にそうなるんですけども、今より迅速な対応ができて、より効果的な駆除が期待できると思うがどうかということでございます。

皆様もご存知のとおり丹精込めた農作物などが一晩のうち、あるいは連日のごとく、更には、昼間堂々と有害獣によって多くの被害が発生しております。実行に当たり、いろんな制約や難しい面があるかと思いますが、何とか、少しでも被害を少なくしたいと思い、町長の考えをお伺いいたします。

次に2件目でございます。高度情報通信網の更なる活用をということで、現在のCATVによるテレビ受信の映像は、非常に鮮明で、更には、デジタルテレビで見ると、まるで写真じゃないかと思えるぐらいきれいに映っております。更には、佐用チャンネルは、益々多種多様な内容で、大変良い役割を果たしていると思います。と大分褒めました。

しかし、これだけでは勿体ないと。テレビ受信に関しましては、総務省もデジタル化移行の際には、まだまだ難視聴地域が残る所があるから、そこを対策しなければならないと言っておりますので、幸いにも、当町では、高度情報通信網を整備していただきまして、それに該当しないと思うんですけども、そういうことで、やはり今の状況でも素晴らしいサービスをしてもらっておるんですけども、勿体ないということでございます。

佐用チャンネルの充実や各種通信端末を設置することによりまして、健康や福祉、生活安全などに役立つ活用を図るべきだと思います。

そこで、通告書に書いております1点目としまして、加入及び促進の状況はどうなのかをお伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、2011年のデジタル移行後には、テレビ端末の大半がデジタル対応となると思うが、佐用チャンネルの充実や高度情報通信網の活用策として以下の案について町長の考えをお伺いいたします。

つ、双方向通信による町民との意思の疎通や確認の向上。これはですね、例えば、アンケート調査や、そしてお知らせ、周知などの伝わり具合の確認ができると、そういう様な具体例がございます。お手持ちのデジタル対応のテレビの例えばリモコンなどで、使われている方は、気がつかれると思いますけれども、その項目なりを上や下に、上下左右ですか、選んだりして選んで内容に、その結果をまた、この決定、選んで決定してという様なことで、電話回線などを繋ぐ必要もあるんですけども、そういうことが、デジタル化になれば可能になると思いますので、そういうこともできるということでございます。

そして 点目、データ受信機能による、容易な操作で情報を入手。例えばですね、現在の佐用チャンネルのいい番組をしてもらっております。ただ、これが自分が見たい時に、この番組見たいなとか、このお知らせ見たいないう時に、見たいときに見れるというようなんすればいいんじゃないかと、現在であれば、番組表が出ておりますけれども、どう言うんですか、一覧にすれば、ものすごく細くなるんでしょうけども、ちょっと分かりにくいと。番組表自体がね、瞬間的に分かりにくいと。今のんでしたら、何時何分、何時の時間帯何時の時間帯から、この番組いうぐらいで、一覧に見た番組がそこになれば、一生懸命読んでおった番組表が意味なかったというふうで、ちょっと分かりにくい、私の説明も分かりにくいですけども、頭の中が混乱しておりますので、その説明が、まあ、ち

よっと番組が分かりにくい、従って、毎日、大概同じ様なパターンでテレビでも見られていると思いますけども、ちょっと退屈したときとか、こういう時間帯というのが、同じ時間帯になるんですね。そこで7チャンネルをホットすると、いつも同じ番組ばかりになったりして、といて、人が皆ええのやっておったでいう時にあれ見たいな思うと、一体どの時間帯にしとんかないいう時が、ちょっと分かりにくいということでございます。

例えば、更には、先ほど、全体申し上げましたけれども、いろんな周知事項やお知らせのタイトルなどが一覧に出てまして、そういう出る所がありまして、その中で、自分の見たい所を選択して、決定してじっくりと視聴できるという様な効果があると思います。

そして、点目、副画面で町内設置のライブカメラによるリアルタイム映像で、町民による皆さん、佐用チャンネル見れる環境の方や、そして、佐用チャンネルいうか、CATVによらなくても通信機器やカメラを高度情報通信網に繋いでおいてライブカメラで、リアル、動いている画像ですね、を見ることで、町民による防災面や、それから防犯のチェックや、文化活動の紹介をするということでございます。

以上、通告書には、簡潔に書いておるんですけども、この後、普通でしたら、再質問の場でやりとりするんですけども、町長の答弁によって、アナログ頭が混乱しますので、この席で最初に申し上げましたので、できる、できない、検討しますという様なはっきりした返事で結構かと思っておりますので、以上、細かい問いかけになったかと思っておりますけれども、町長の考えをお伺いします。

以上で、この席からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、片山議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、有害鳥獣駆除を町職員でおこなってはどうかということでございます。

近年、地球温暖化や森林の荒廃にも関係があるのか分かりませんが、特にシカが増えてイノシシ、シカ、毎年まあ、植物の被害が日常化しており、近隣の市町でもですね、大きな佐用町だけではなく問題となっております。議員の皆さん方も毎回の様に一般質問でもですね、この問題を取り上げられておりますし、私も県等においてもですね、以前から、何とか抜本的な対策をして欲しいということをお願いもしてきております。ようやく国において昨年、この鳥獣被害の特別立法が制定をされたところでありますが、中々有効なですね、この対策がうてないというのが現状であります。町といたしましては、これまで少しでも被害を減らすためにですね、狩猟期間外に猟友会に捕獲の委託をし、又農地の保護柵等設置補助などを行って被害の削減にですね、防止に努めておりますけれども、実際、中々こうしていても被害が減らない、逆に増えているという様な現状であります。

鹿、猪などを捕獲するには、銃とか、わな、おりが必要になりまして、これは狩猟法により、狩猟免許を取得して狩猟者を登録する必要があります。又県が許可する条件に前年度の狩猟登録者でハンター保険の加入となっていることが、条件ともなっておりますので、佐用町では猟友会に捕獲活動を委託して、捕獲していただいているということでございます。捕獲するには、法的なこともありますので、これからも猟友会をお願いしていかなきゃいけないと、基本的には、そういうことでありまして、町職員それぞれが全部がかかってやるというわけには参りません。ただ、町職員の中にもですね、この狩猟免許を持って、この猟友会の中で入って、この駆除活動を行って来てくれているという職員もいるということ、ひとつご承知いただきたいと思っております。

今後、中々狩猟免許を持つこと自体がですね、少ない。そういう方の少ない状況なんで、こういう捕獲をするには、有効な手段としては、やっぱり、これを狩猟するということが、一番有効な手段であります。そういうことで、職員の中でもですね、その免許を取ってやってくれる職員が出てくればありがたいなと思いますけれども、中々これも強制して命令でやらせるというわけにはいかないということも十分分かっていただいていると思います。

次に、高度情報網の更なる活用ということで、加入と促進の状況はどうなっているかということでございますが、施設を除く住基世帯 6,814 世帯中、加入者数が 6,486 軒で、加入率は 90.8 パーセントとなっております。この加入数の中には事業所数 299 件が含まれております。

加入促進につきましては、姫路ケーブルテレビによる加入のPRや佐用チャンネルの番組づくりを通して各地域の紹介などを行うことによりまして、住民の皆様への浸透を図っている状況でございます。

次に、双方向通信による町民との意思の疎通や確認の向上についてであります。双方向通信を行うためには、通信サービスに加入することが前提となります。将来的には、テレビでインターネット通信サービスが利用できるようになることが予想されますが、現時点では、それ程普及が進んでいない状況があります。現在、地域SNSさよっちのブログやメールを利用して双方向のやり取りが可能ということになっております。

次に、データ受信機能による、容易な操作で情報を入手とのことでございますが、本年度兵庫県との協力をいただきまして、ウェブカメラを町内の河川3カ所に設置していただきました。このウェブカメラの映像については、佐用町公式ホームページ等からアクセスして、住民の皆様にも広く視聴できるようになってございます。

また、情報懇話会では、一人暮らし老人や高齢者世帯への見守りポットなどによる事業お提案もいただいております。この事業は、例えば、親族の方の方で、仕事の関係上、どうしても遠方に住まなければならない方でも加入の方がポットを押すことで遠方にいて安否の確認ができるシステムとなっております。これを利用するためには、インターネットの加入と機器が必要となりますので、今後の研究課題ということでもあります。

次の副画面で町内設置のライブカメラによるリアルタイム映像で町民による防災や防犯のチェックや、文化活動等の紹介をするとの質問でございますが、全国的には、観光名所などウェブカメラを設置している地域もございます。また通学途中に設置して、生徒の登下校の見守りを行っている所もございますが、死角になる部分や個人情報の保護の観点からの問題も指摘されており、また経費面等の問題もございます。ウェブカメラに限らず光ケーブルの利活用につきましては、まだまだ今始まったばかりですので、今後、調査研究を重ねながら有効活用ができるように慎重に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初の1件目の有害鳥獣駆除を町職員で行ってはどうかということでご回答いただきました。

職員の方でも個人的に免許持たれておられるので、猟友会の一員として活動もされておられると。そして、まあ、その他の職員さんには、命令して言うんか、強制じゃないけど

もいうことにはできないという回答だったと思うんですけども、もう一步突っ込んで、私が申し上げたいのは、例えば、所管の担当課で業務的で、業務の一環という様な位置付けで、そういう体制ができないか。更には、有害獣が出た際の、その時の職員さんら仕事の関係もありますし、担当課以外でも複数の人に資格を取っていただいて、その際、直ぐに活動言うか、直ぐに現場へ行っていただいて駆除できると、駆除していただくという様な体制を、ちょっとお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ああ、職員をですね、専門の猟師にするという様なことは、猟師さん、一般の猟師さんにおいても専門ではありませんけれども、猟をするというのは、私も、よくは分かりませんが、やはり、その、例えば、猟犬1つ、犬にしてもですね、相当ちゃんと訓練した犬を持ってですね、それを一緒に、まあ、連携してやらなきゃいけない、1人ではできない。今グループでやっておられるんですけども、その経験とですね、そういう、その犬などを日頃からね、訓練をしたものを飼育してないとできないという面もありますし、その町職員が今の中でね、1人や2人というわけにはいかない。それこそ、グループで猟されている人は、猟友会見ても、5人も10人もぐらいのグループを持ってやっておられるわけですけども、ですから、まあ、少なくとも、今後猟友会の方もですね、非常に少なくなっておられます。その猟をされる方がね、ですから、そういう中で、個人的に皆さん、少しでも狩猟免許を取ってやっていただくということについては、まあ、ひとつ町職員についても投げかけていきたいと、促していきたいというふうに思いますけど、まあ、その課を置くという様なことはね、これは、町の今の業務の中で職員の身分の中でね、これは、まず不可能、できないということだと思います。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、議長。

更にですけども、言葉の解釈とか、私の知識の不十分な面もあると思うんですけども、一番、この農作物の被害に関係するような課の中で、業務を業務として位置付け、正式な職員の仕事の一環として、いう条件を整備していただいて、そして猟言うんですか、猟をするという言葉とか、その意味じゃなくって、例えば、保健所なんかで最近は少なくなりましたが、見かけません。野犬の保護、捕獲ですか、ああいう、ああいうイメージかな、今、思い付きですけども、一般的な猟友会の方もほとんど趣味とかでやっておられる方もあると思うんですけども、やはり捕獲した獣の肉ですか、売買されたりして、やっぱり、そういうイメージじゃなくて、猟いうよりも、捕獲、駆除という面で、考えていただけないものかなと、検討するような言葉お聞きしたんですけども、例えば、落ちてるごみを、景観を害するような粗大ごみが落ちていけば、行政が先頭に立ってとか、住民の方でやられておられますけれども。それから、先ほど申し上げました、野犬を捕獲いうことになりました。まあ、ああいう、ああいう考え方で1つの正式な業務として、そして、職員の間で課をまたがって、免許を促進言うんですか、環境づくりされて、していただければ、有害獣の駆除が更に進む、できるのではないかと思います。

もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 非常にですね、町内広い範囲、広範囲、全域が、そういう被害を受けております。これは、地域の、それぞれの皆さん方が一緒になって対策をしていただかなければ、その対策を、ひとつできる可能性、法律として、新たなですね、特別立法、獣害対策の特別立法ができております。ですから、町職員も現在でもですね、農林振興課、担当課等、わな、網に引っ掛かったり、そういう処理等についてはですね、職員が出て、これを処理をしているわけです。ですけど、そのわな等をおり等をですね、設置したり、かける、そういうことについては、その担当課の方もですね、当然、1つの職務として地域に出て行って、地域の人と一緒に指導をして、指導をさせていただいてですね、そういう対策をします。

ですから、今回も、そういうおりをですね、捕獲おりをつくることについて、1つの予算的には、処置していたんですけども、それも、中々、未だ、今のところ、それをやろうという所ができていません。しかし、まあ、実際に、その1カ所につくっても、これも、中々ね、被害というのはできない、少なくならないので、それぞれの地域で、やはり全体が一緒になって対策をしていただかないと、そういう身では、職員が、何人かを置いてやってもですね、中々、地域で、広い中で、本当に効果的な活動はできないということですから、当然、こういう法律の中で可能な物をですね、今後対策、地域と一緒に考えさせていただいてね、少しずつ減らしていく。しかし、根本的には、僕は、頭数を減らすということについて、相当思い切ったですね、県、国が、この対策と一緒にやってもらわないと、佐用町だけが、このやっても、近隣、今、もうほとんど宍粟から赤穂郡また揖保郡の方に掛けてですね、ほとんど全域が、そういう被害、数が増えて被害が出ております。ですから、そういう地域全体で、その捕獲を一気に捕獲するような方法をね、やっぱし考えていかないと、中々これ被害と言いますか、減少していかないといいふうな思いは持っております。

その為に、県に対してもですね、地域全体で、その捕獲に対する必要な経費等を、ある程度予算化してですね、猟友会なりを中心にですね、捕獲体制をきちっと組んで、その対策をしていくと。捕獲をしていくという、そういうことができないのかということで、今、お話をさせていただいているところです。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） まあ、あまり多くの数を捕獲できなくても、例えば、1頭のメスの方から何頭か複数の子どもが産まれていうことで、まあ、ネズミ算式じゃないですけども、やはり数は少なくても効果は出ると思いますので、これ以上言いませんけれども、未だ数は、情報としては少ないんですけども、資料としては用意できませんでしたが、役場いうんですか、お役所で職員さんが、積極的な有害獣の駆除ということも、視察先でも、そういう言葉も出てきたこともありますし、ちょっと同僚議員の方からも同様なことを聞きたいぐらいですけども、そこ、そういう当たりを、また調べられて、今後も、そういう検討をされていくということでございましたら、この件に関しては、これで置きたいんですけども、いかがでしょうか。

町長（庵逄典章君） ここで職員も、その対策についてはですね、担当課、やっぱりそれ

ぞれ仕事、職務として、その仕事を持っているわけですから、その職務の中でね、できることを、やっぱりやっていかなきゃいけないということだと思います。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） まあ、思いは同じだと思いますので、何とかね、今までなかった様なことでもすることによって、ちょっとでも駆除いうんですか、効果を挙げたということは共通していると思いますので、是非とも、いろいろな検討をされて、させていただき、していただきたいと思います。

先ほど、何人かの方で、ちょっと何分ぐらいやいうあれで、ちょっとかなりオーバーしましたんで、じゃあ、高度情報通信網ということで、これ先、前段申しましたけれども、もう確かに、いろんなサービスとか、SNSや佐用チャンネルは、他の地域言うんですか、他の団体からも見学に来る、見学とか着目されるいうぐらいで、大変立派にやっております。

私が言いたいのは、具体的には、1つ、2つ、3つと書いておりますけれども、簡単な操作で、いろんな情報が見れて、また、その自分の、それに対する意思をお返し、情報の受けるばかりじゃなしに、発信するという様なやり取りがデジタル化、光通信網を通せば最適な環境だということで具体的に書きましたので、これ以上3点について細かいこと申し上げませんが、今、デジタル対応テレビお使いの方であれば、先ほど、前の席から申しあげましたけれども、リモコン見ていただければ、上下左右にボタンついておりまして、確か、メーカーで違うかも分かりませんが、情報受信だったか、何か、そういうボタンをすれば、今見ている画面が、ちょっと縮まって、その余白に、タイトルとか情報の種類が出てきて、ああいうで、それで、選んでいただいて、いろんな情報が見れるとか、更には、電話回線繋いでおれば、ここでこちらの意思を伝える言うか情報発信ができるという様な、ああいうスタイルが佐用チャンネルにできたらいいなと思いますけれども、経費も掛かるでしょうけれども、そういうことも検討されておられると思いますので、しつこく申しません。もう一度まあ、そういうことで積極的にやっていただけるという意思があれば、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） こういう情報通信のあり方というのは、非常にまあ、ドンドン進んでおります。

やっとテレビね、全体のテレビのデジタル化の中で、最近の、今言われるような、いろんな情報が提供できるようになってきたり、双方向になってきたりという中です。ですから、まあ、将来的にはね、佐用チャンネルなんかも、そういう1つの操作ができるような機能がついていくだらうというふうには思いますけれども、今実際に始まったばかりです。やっぱり、一直飛びにです、一足飛びに、そんな新しい技術ばかりに飛び込んでいってもです、経費と、また実際、それに利用、どれだけ利用されているかということが費用対効果も、中々望めないという中ではね、今ある程度地道に佐用チャンネルというものの内容、中身をね、やっぱり充実をさせていく中で、次の段階、皆さんに十分親しんでいただきながら、新しい方法というのは、少しずつ機能を加えていくということではないかなというふうに思っております。

特に佐用町、私は、広くなったと言ってもね、それでも車まで走れば、どこ行っても30分ぐらいでお互いに行けるわけです。できるだけやっぱし、こういう情報通信網という様な、こういう機械的な技術的な話ではなくてですね、町民同士が直接、役場も直接出て行って、顔を見てですね、顔を合わせた、やっぱし、いろんな交流、行政というものも、行政においては行政も行わなきゃいけないなという思いもありますのでね、これは1つの手段でありますから、そういう手段が増えるということはいいことなんですけれども、これだけが目的ではないということなんで、それに頼ることのない行政を基本的には進めていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） まあ、今、おっしゃられたとおり、この機械だけで情報の伝達ではなしに、直接のね、人と人とのコミュニケーションいうのも必要だということをおっしゃられまして、確かに、そのとおりでございます。ので、その辺のバランスも上手にとることによって、高度情報通信網が更に活用されて、町民の生活言うんですか、活性化されることを考えておられて、磯策されております。そういう思いは一緒だと思いますので、今回の一般質問は、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 片山武憲君の発言は終わりました。
ここで昼食休憩をいたします。再開を午後1時15分といたします。

午後00時05分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に一般質問を行います。まず松尾議員の方から病気治療の為ということで3時から早退ということで届出を受けていますことをご報告申し上げます。

それでは、14番、矢内作夫君の質問を許可いたします。

〔14番 矢内作夫君 登壇〕

14番（矢内作夫君） 14番、矢内でございます。それでは、午前中に引き続きなんです。が、新田議員が3番手、3番手言いよってやで、ほな昼一ということのひとつお願いします。

通告に基づきまして2点の点について質問をいたします。

まず1点目ですが、雇用促進住宅の買い上げを考えないかということであります。

平成6年5月より運営が開始されました佐用雇用促進住宅が、社会情勢の変化、又行財政改革の手段として平成13年12月の閣議で特殊法人の合理化の中、廃止が決定され、その後の動きの中で現在その募集が中止されているところであります。

一時は60世帯近くあった1自治会がその募集中止の中で30世帯に減っているようにお聞きをいたしております。人口減少の当町において、これ以上それも行革の名のもとで減少していくのを見逃すわけにはまいりません。

国の行政改革の中で、その必要性を失った法人の解体には反対をするものではありません。ただ、多くの公金を使い建設された、そしてまた、建設をされており 14 年しか経過をしていない中での建物の解体はあまりにももったいない、そんな気がしてなりません。

この質問は、前 9 月議会で吉井秀美議員からもされました。その質問の要旨は、雇用促進住宅の廃止の決定を白紙に戻すよう働きかけないかとの趣旨であったように思います。しかし私は、労働者の地域間移動の円滑化を図るために勤労者向け住宅としての役目は終わったものと理解をしております。その中で、この住宅を町営の定住者住宅として活用できないかということでもあります。

私は、旧町時代に、もう 10 年にもなるとは思いますが、一般質問の中で、若者支援のために新婚向け住宅の建設を提案したことがありました。当時、町長も賛同していただいたわけではありますが、いろいろな状況の中で実現はいたしませんでした。もし、今回、この物件が价格的にも、また耐震等構造的にも問題なく引き続き活用できる物件であるならば、若者支援の意味から、また近年高齢化の進行の中で、少しでも病院に近い所に住みたいとの高齢者の要望の中で、また一部の労働者の地域間移動の円滑化という本来の趣旨に乗った目的使用も含めて、できる限り安い家賃で提供できる目的住宅として求めてはどうか。当局、町長のお考えをお尋ねをいたします。

2 点目に、定額給付金が、今、話題になっておるわけですが、佐用町は、どういうふうに見えるかという質問であります。

当初、景気浮揚策の 1 つとして麻生総理が、提唱された、2 兆円の寄付金構想 10 月 30 日には全世帯への配布が二転三転、七転八転、七転八倒という様なことも書いてありましたが、この通告書を書いている 11 月 18 日の時点では、また、その後、変化がある可能性もあるわけですが、一応の政府案が決定をされました。

それによると、総額で 2 兆円、成人 1 人につき 1 万 2,000 円、65 歳以上と 18 歳未満には 8,000 円をプラスして 2 万円、問題となっていた所得制限については、世帯所得 1,800 万から 2,000 万円を限度とし、その他については各自治体に、その対応を委ねるとの発表がありました。どの世論調査を見ても、あまりにも国民をバカにした愚策との反応、また私自身、自民党に対し党費を払う一員として、何とも言い様のない怒りを感じている 1 人です。

当初、この目的は景気浮揚だったわけですが、時間が経つにつれその目的が生活支援のためと、その重心が移動してきたわけであります。百歩譲って景気浮揚のためと、当初の目的でぶれないのであれば、まだいくらか理解しないわけでもありませんが、生活支援の意味合いが、これだけ大きくなってきた現時点で、1 世帯当たりの所得を 1,800 万円以下とする、この考え方には、あまりにも現実が分かっていない施策ではないでしょうか。現在佐用町の人口は、約 2 万 600 人だだと思います。高齢化等から考えても、この施策が実行されれば、3 億円以上の財価が当町に入って参ります。

1 世帯 1,800 万円以下が、生活支援を必要とする世帯となりますと、佐用町全体で何パーセントの世帯が生活支援家庭になるのか。多分 90 パーセントを超えるのではないかと思います。そういういったばらまきはやめて、少なくとも 2 兆円をどうしても政府の言う様に国民に配布すると言うのであれば、所得制限を決めずに、まず自治体に配布する。それを各自治体ごとの判断で、町長の諮問機関でも設置していただいて、そこで本当に生活支援ということですのであれば、一番有効な方法を協議してもらい、この資金が本来の目的にそった真に意味のあるものに活用される様、その対応について全て自治体に委ねる様に国に申し入れをしないかということでもあります。

11 月 13 日神戸新聞の一面には、所得制限の目安とした 1,800 万は、サラリーマン給与収入なら 2,074 万円に相当する。世帯主のみの基準とするか、世帯全体とするかも、市町

村が判断し、法的拘束力も持たずに、高額所得者に辞退を求めることも可能とする。合意を踏まえた市町村での具体的な支援方法に関しては、総務省に設置する生活支援定額給付金実施本部が中心となり、詰めの作業を急ぐ、こういうふうに記載されております。生活支援を目的とされたものになったことは明々白々であります。

町長の考えをお尋ねいたします。以上、2点について、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは矢内議員からのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、雇用促進住宅の買い上げを考えないかのご質問でございますが、本町にある雇用促進住宅は、平成 23 年度までに廃止・譲渡されることが閣議決定をされており、既に本年 4 月から新規の入居が停止されている状況でございます。

町といたしましては、本年 2 月に雇用振興協会から国の方針の説明を受けましたが、官民に売却するか、それが不可能ならば取り壊しになるということで、それ以降、対応をいろいろな角度から検討してきたところであります。先般も、再度、振興協会から来られて、また具体的な譲渡条件等のお話も伺っております。

本住宅の譲渡を受ける場合の条件といたしましては、現に入居されている方は引き続き入居されることを配慮すること、また今後 10 年間は住宅として使用をするということでありまして、また、譲渡価格につきましては、町公共団体が購入をする場合には、売却する最低価格は、民間に売却する最低価格の半分、50 パーセントにするという様な条件であります。又この住宅は、町が補助金をいただいて町が建設しておりませんので、当然、公営住宅法には抵触をいたしません。従って町独自の利用形態が考えることができるというメリットはあります。現在も 30 世帯の方が入居をされておりますし、廃止となるとこの方たちもどこかへ転居していただくなくてはなりません。この為、町外へ転居されることも想定をされますし、また既に、その動きもあるというふうに聞いております。また、I ターン、または U ターン、J ターンの受け皿や単身者や企業の社員寮的な役割などの他にですね、議員からもご指摘のように高齢者の所帯等、特に山間集落で高齢者夫妻ばかりの中で生活不安を持っておられる方、特に、冬場、雪の豪雪の時、また台風や災害の予想されるような時、そういう時ですね、避難的な住宅としても、活用ができるという、これまで以上に、幅広い利活用、利用方法も考えられると思いますので、町にとって、譲渡、町が、その住宅を引き続き運営するということには、有益な施設になるのではないかとこのように考えております。

現在は、譲渡価格や細部の条件、また、そういう面での活用方法などについての協議、検討を進めておりますけれども、現在入居されている方たちのおかれていた不安な状況を考えます時にも早く結論を出して安心していただくことも肝要であろうというふうに考えております。

当然まあ、費用対効果なども考慮し、議員の皆様方にもご相談をさせていただきながら、できるだけ早く、早急に結論を出していきたいというふうに考えておりますので、ひとつ、またご理解とご協力よろしくお願いを申し上げます。

次に、定額給付金ということについてでございます。佐用町は、どうするかというふうに言われましても、これを国で決められれば、町といたしましては、法律に基づいて、これを実施するしかないということになります。町で、この定額給付金のどうするというふうには、私自身が、できるものではありませんが、私の個人的な見解といたしましては、今、

矢内議員からご質問のお話のあった見解と同じであります。

本来ですね、やっぱり、行政というものは、広く国民、住民が、お金を負担して、社会全体の福祉の向上、社会で必要なことを行っていくのが行政の役割であろうと思います。それを逆に、広く僅かなお金を配るような施策は本来行政としてやるべきではないということが、これは、もう皆さんもよく、そういうふうに使われていることだと思います。

景気対策と言ってもですね、いろんなやり方があると思いますけれども、今、矢内議員もお話の様にですね、市町村に一括して交付して、それを市町村が創意工夫をして経済対策なり生活支援政策にですね、これを活用するという、そういうふうにして市町への責任において考えると言うならば、そういう考え方で交付いただければ、それは一番いいと思います。しかし、そうなれば、市町村の責任というのは非常に重く、しんどいことになりまされども、しかし、そういう政策であれば、1億創生事業が良かったかどうか分かりませんが、そういう、あの時の様なですね、市町村間において、いろいろな創意工夫の競争も生まれて、大きな盛り上がりも出てきて、それによる相乗効果も、また生まれてくるのではないかなというふうに思いますし、また、それがですね、地方のそういう取り組みが、やはりひいては、地方分権の推進にも繋がるのではないかなというふうには考えております。

今、政府でいろいろと検討されている中なので、そういうふうにして、今からでもなればいいなというふうに思いますけれども、これは、国が決定をされることでありまして、私の思いだけを、ここでお話をさせていただくことで答弁とさせていただきます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） ありがとうございます。

雇用促進住宅の関係なんですけれども、ちょっと厚労省のネットで調べてみましたところ、こういうふうな紙にして約60枚ぐらいな情報が載っているわけなんですけど、この近所の多可町とか福崎町とか、そこら近所にも、上郡とかね、太子、佐用、雇用促進住宅あるわけなんですけど、その近隣は、どういうふうな状況になっているんですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 私も全てのことは分かりませんが、そういう多可町等についても、この件、多可町の町長ともお話をさせていただいた中ではですね、やはり建物が古いんですね。で、やはり、それを譲渡を受けてもですね、実際に、相当管理経費等も掛かるし、その入居されている方にとってはですね、いろいろと住宅を出て行かなきゃいけないという点があるけれども、それは、町内の町営住宅なり、そういう中でね、対処できるだろうと。ですから、まあ、町にとって財政負担になる様なことを、今はできないという中で現段階においては、もう譲渡については断っているというふうに聞いております。

上郡町さんも、そういうふうにして現段階においては振興協会の方には、そういう返事をしているというふうに聞いております。

佐用町の場合はね、質問にあった、書いていただいた様に、平成6年でしたね。ですから、未だ14年経つか経たないかということで、新しいということもありました。ちょっと条件が違います。それから住宅の内容もですね、若干まあ、昔と段々とある程度改良もされてきているという様な状態で、今、佐用の住宅につきましては、構造的には、エレベ

ーターとか、そういうのが付けにくいと言いますか、つくことが中々難しい状況なんですけども、建物の状況については調査しましたけれども、かなり使いやすい広い住宅になっていますのでね、当然これを壊すということは、当然考えられないんですけども、場合によっては、民間、需要があれば、それは民間住宅としてでもね、利用できるんかもしねませんけれども、町も雇用促進住宅の1つの建物をつくる時の条件として、そこに駐車場を町が整備するということが、条件の中で周囲一体的に整備をしております。そういう中で、住環境から見てもですね、あそこの地域は非常に日当たりもいいし、町内、駅にもある程度近い所にありますしね、環境的にもいい場所であって、住宅として今後維持していくことが、これは必要ではないかなというふうに思っております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 今、町長おっしゃいましたようにですね、多可町の場合、3カ所にあるみたいです。で、一番古いのが昭和40年。新しいので47年ということで、かなり老朽化していますし、住宅の、その構造につきましても、RCはどっこもそうなんですけど、ほとんどが2Kみたいな感じですね。それで、佐用の場合は、3DKということで、かなり広い物件であるということで、今も言いましたように、平成6年の5月ということで、かなり新しいということもあります。今の答弁からしますと、そういう形で、買い上げに向けて考えておるといふふうに理解させていただいていいということですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう、今、私も答弁しました様にですね、やはり、町も、この住宅が活用において、いろんな活用ができるだろうということと、本来のやはり企業の社員ですね、雇用の面においてもね、住む場所がないということは、非常に企業活動においても支障をきたすということです。ですから、それが、どうしても廃止されるということですね、これが決まっておるのであれば、町の今後の活性化においてもですね、これ必要な物件ではないかなと思って、住宅ではないかなという判断をしておりますので、できるだけ譲渡についての条件を、いい条件で譲り受けるということ、ひとつ方針、考えていきたいなと、検討していきたいなというふうに思っております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。

まあ、国の方が、この雇用促進住宅の処分については、4つぐらいな方向で考えておる様です。

それで、1つは今、町長言われたような入居者を、そのままにして譲り受けるということと、全部空き家にして売り渡すということ。また、それと建物全部つぶして更地にしてやると。それから、入居者へ直接販売するという様な方法も何か厚労省では考えておるようです。それで、条件としましては、雇用促進住宅売る、一番売りやすい条件としては、一番初めに申しました、入居者付きというのが一番売りやすいだろうということで、こうい

うふうな売り方しかないだろうなという様な考え方が、こういうふうなネット上で調べておる部分については伺えるわけです。

それでまあ、今、町長おっしゃった様に、そういう様な形で考えるということになりましたら、向こうが一番、そういうふうな形で売りたいというふうな希望しておる状況だろうというふうに思いますので、値段の方もね、それなりに交渉できる余地があるんじゃないかと思いますので、精一杯、安い値で利用者に喜ばれるような、今も言いましたけれども、何とかこう安い家賃の中で若者にも利用していただける様な、そういうふうな形に、今後とも努力をしていただきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） まあ、町営住宅としてですね、いろんな公営住宅法の規制は受けないわけなんですけれども、そういう住宅も町が持てるということも、これは県の方で聞いております。

ただ、やはり町内にもですね、民間の住宅も、それぞれあります。そういう点で、やはり、そのバランスも考えなきゃいけないということも1つ頭にあるところです。

ただ、土地がですね、建物が建っている所の、雇用促進に売却した土地が、5,750 平米ほどあります。5反、6反近い面積があるわけですね。で、あそこ駐車場も多分3反以上あるんじゃないかなと。両方で1ヘクタールぐらい、あそこはあったと思うんですよ。で、建物の価格というのは、交渉ということなんですけども、国ですから、まあ国というか、事業団ですから、その不動産業者の様にいくりにする、してないという様な、そんな交渉では中々いかないということです。ただ、向こう、今査定をされてですね、そして、先ほど言いましたように、民間住宅、民間に売却するのであれば、入札にすると。公募入札にすると。その公募入札の指定価格ですね、の半分まで、そこまでできるという1つの規定を作ってやっておられます。今、振興協会の方からですね、一応、そういう価格の査定が、かなり評価をした物をいただいて見ますと、5,000 万弱。総額でね。それぐらいな金額になっております。土地をですね、土地だけ見ても、あそこ、平米、少なくとも3万ぐらいする所です。ですから、土地だけでも、当時売った時に1億何ぼだったと思うんですけども、住宅に売っている土地だけでもですね、1億 5,000 万以上の1つの価値はあります。だから、壊して売れば、それぐらいな価格では売れるだろうということです。

それから、建物もですね、60 所帯分で、少し外壁はですね、ひさしがないし、ああいう建物ですから、裏の方は汚れている部分もありますけども、特段、直ぐに手入れをしなければいけないというようなところはありません。まあ、多分、建設においてもですね、1戸5、6億掛かってますから、総額でね 10 億以上の当然、投資をしていただいて建てられた物だというふうに思っております。

集会所等もありますし、そういうことで5,000 万という以下のね、価格ということであれば、当然、町としても財政負担的に考えてもですね、家賃を全部の入居というのはね、60 戸全てが入っていただければ、もう2年ほどで直ぐに元を取ってしまうような形になるんですけれども、そうはいかなくても、町の大きな財政負担には、これはならないだろうというふうに、私自身は判断をいたしております。以上です。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ひとつ、そういうふうな形の中で、ひとつ頑張っていたきたいというふうに思います。

次、その定額給付金なんです、町長、今もおっしゃったように、そのこれがね、僕は、生活支援にも、かなりシフトをしてきたと思うんです。それで生活支援にシフトをしたということになりますとね、1,800 万から 2,000 万の収入言うたら、今も僕、90 パーセントぐらいそうじゃないんじゃないかと言うたんですよ。どのぐらい佐用で 2,000 万以上の収入言うたらあるというのわかりますかな。パーセント的に。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 90 パーセントじゃない、10 パーセントもないんじゃないんですか。私らも、とうに及びませんしね。はい。

いや、そりゃもっと、たくさん、いろいろと収入のある方、給料のある方、たくさんいらっしゃるとは、あるとは分からないですけども、あると思いますけどもね、本当にわずかな方になってくると思いますね。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） あのね、国が言いようことなんで、地方自治体が、どうこうで金のじゃいうような、その気持ちも分からんことないんですが、そういうふうな収入の人まで生活支援者ということになりますと、これから、非常にこう、いろんな意味で困ってくると思うんです。それで、政策としては、ほんまに無茶苦茶な政策やと僕は思うんです。ですから、その今も言いましたように、まかり間違えて、そのやるとしたら、何とか、その今、町長も言われたように、一括して、その人数分だけ市町へ渡すと。それから先は、市町が、その目的に沿った形で、しっかりと議論しながら使うというような形になる様に、行政の方から、こっちの方から上へ申し入れしないかということのを僕は、お尋ねしておるわけです。その点について、どういうふうに思われますか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 佐用町の私が、直接国へ申し入れるという様なことは、これは、やっても、そんな効果のあることじゃないし、事実上、無視されるようなことだと思います。

ただ、この問題は、私らが考えているんじゃないし、全国の先般も町村長大会もあって、やはり、今回の、この生活給付金ということについてはですね、その制度と同時に、その事務等も非常に煩雑な問題でありますし、国、市町村に、その制限対象を任せられるという様なことについてね、非常にまあ、市町村として、これはおかしいと、無責任だという意見が非常に強いし、町村会の中でのですね、反応も非常に悪いということです。そのことは、私らも国会議員の、いろいろ要望活動の中でもね、触れておりますし、県の方にも、そういう中でね、一緒に県の担当者、向こうの振興課なんかの課長や皆にも、この寄付金制度というのは、先ほど、私が答弁したような形の事の方が、ずっと盛り上がっていいのという話をしてきております。そういうことは、かなり国の全体のムードとしてね、伝わっているんじゃないかなというふうには思っております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） まあ、そういうことだろうと思うんです。

今、町長言われたようにね、佐用町の町長が、国へ行っても、国に直接申し上げてても何もしないというて、それは、まあ勿論そうだと思うんです。ですけど、その為にな、地方6団体とか4団体とかいうのあると思うんです。それで、6団体の2団体のもんは、上から流れて来たやつを下へ流すだけで、さほどどうこういうことないんだらうと思うんですが、地方4団体ぐらいが、これではどうも、どうしても、その末端では対処しにくいというようなことも、もっともっと声を挙げてね、言っていたら、何とか、ちょっと国の方も考えるんじゃないかと。それで、僕はね、国が間違えた政策をしようと思うたら、何も、その遠慮せんと、市町からも、ドンドン、ドンドン、言うて上がったらいと思うんですよ。それは、別に、何も、いや言うても無理やさかいに言わんいうんじゃないし、もっともっと、やっぱり、これはちょっとおかしいでという様なことがあったら、僕は、国に、もの申すいう様な格好で言うてもええと思うんですけどね。

地方4団体でも、そういうふうな、今、町長言われているように、そういう様なムードがあるということもおっしゃっているんですからね、未だこれ2次補正も通らなんだら実施ができません。未だ多少の法改正もしなければならぬ様なことも聞くんですけども、恐らく今年度中に、早くても3月以降になるんじゃないかと思うんでね、これ何か、もうちょっと、そういう様な形の中でやっていただけるんじゃないかなと、そういう時間的な余裕もあるんじゃないかなと思うんですけど、最後に、ちょっと、それだけお願いします。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 町村、全国町村会なんかでもね、そういう意見というものはね、要望というものは、伝えております。他のことでも、常に、地方の立場の中で、やっぱりこうある、して欲しいという要望は伝えていくわけですから、そういうことはいいと思いませんけど、国は、その法律の中でね、施行されるということであれば、それはまた、それで、きちっと、その処理をしていくのも、地方団体の役割ですし、ですから、まあ、当然、これを国の中でね、そういう意見も吸い上げて、できるだけ本当に有効に折角の、これだけの大きなお金です。非常に厳しい国の財政、税収においてもですね、今年度、ものすごい減収になって、そういうことが、当然、当初予定されているより6兆ぐらい、今年の税収が落ちるだらうという様なことも、この間も話しておりましたけれども、まあ、そういうことは、もう直、それが交付税等ですね、元々の原資ですから、跳ね返ってくることは間違いのないわけですから、ただ、まあ、現在の景気というのは、非常に悪いと。これを何とか景気浮揚しようという、ひとつの政策の中で、それが、こういう形で、生活支援と言ってもね、景気対策ということから、こう話が、産まれて来ているんだという面もあると思いますけどもね、それが本当に、そうなるのかどうかということ、これを十分検討していくのが、国の責任、国会議員の責任ですから、そこで検討していただかなければならないということだと思えます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） まあ、一応、私の気持ちとしては、そういう様な気持ちで、とにかく、上に言っていたきたいなという気持ちがあります。その点、今後も、町長なりに考えていただいて、ひとつ本当に真のある定額給付金になるようお願いして質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君の発言は終わりました。
続いて、20 番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔20 番 吉井秀美君 登壇〕

20 番（吉井秀美君） 20 番、日本共産党の吉井秀美でございます。通告に基づきまして3点の質問をいたします。

まず1点目は、景気悪化から町内の商工業を守る立場で町の責任で行う独自の融資制度を求めて質問をいたします。

現存する商工会貸付金 3,000 万円について、有効に活用されていない実情があります。創設本来の目的が達成できるよう改善する必要があると思いますが、問題点について質問をいたします。

町内商工業者の最近の経営状況はどう把握されていますか。廃業、倒産の実態はどのようなものかお尋ねをします。

この制度をつくった目的は、どのようなものであったのかお尋ねします。

過去の利用状況はどうであったのか。それと制度の問題点はなかったのかお尋ねします。

平成12年12月の商工会理事会決議で貸付事業をやめられていると聞いておりますが、現状はどの様になっていますか。

制度を利用しにくい理由は何か。対策を検討されてきましたか。

商工会に預けている「貸付金」の運用は現在どの様に処理されていますか。

商工業者の借入金の利子や信用保証料などの補てんで負担軽減を考えられませんか。

次、大きい2点目に、佐用中学校の教育環境の正常化に全力を挙げられるよう質問をいたします。

佐用中学校の現在の状態は、真面目に登校している生徒が学習できない状況をつくっているのではありませんか。勉強できる雰囲気ではないという保護者の声から、学校、教育委員会への不信が広がっているように見えますが、どの様に事態に対応しているのかお尋ねします。

1学期の通知表で体育の欄が空欄であったと聞いていますが、なぜそうなったのか状況を説明してください。その学年、クラス数、人数もお願いします。また、通知表は、生徒や保護者にとっては重要な物です。その重みを教育委員会は、どの様に考えているのでしょうか。お答えください。

1学期中の体育授業はどうしてきたかお答えください。

体育教師が病氣療養中と聞きましたが、その診断は何なのか、復帰見込みはどうかお答えください。

休職した教師の代替教師はいなかったのか。事態にどの様に対応してきたかお答えください。

2学期には、体育教師が補充されると、生徒、保護者は思っていたようですが、実態はどうですか。

教師が「怒鳴り散らしている」という状況の中で、学校が楽しくないという声も聞いています。教師を信頼できない気持ちが生徒の間で広がってきているのではありませんか。

臨時保護者会での学校側の説明は「言い訳ばかりに聞こえた」という意見を聞いています。この現状を教育委員会はどのように見えていますか。

保護者、生徒、学校それぞれの言い分を出し合える「話し合いの場」はつくられますか。

教師の指導力も問題にされていますが人事異動に問題はありませんでしたか。

生徒個別の問題、保護者の問題等にあたる専門チームが実用ではありませんか。

最後3点目に町指定ごみ袋の改良に関する9月議会での回答に関して質問をいたします。

9月議会で町長は、次年度に改良を前提とする検討を行うという回答をされましたが、その後の進展状況をお伺いいたします。

ご答弁では、ごみ袋を使用する側の意見も聞きたいということでありましたが、意見徴収をどの様に進めていかれるのか、お伺いします。次年度改良となれば、時間の制約もあり早急に進めなければならないのではないのでしょうか。予定を伺いたいと思います。

以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは吉井議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、町の商工会貸付金を見直し、独自の融資制度をとということで、町内商工業者の経営状況はどうかということでございますが、町内商工業者の経営状況につきましては、原材料や原油等の高騰による仕入れ原価の上昇や消費意識の低下による消費の低迷等々全国的に悪化している景気の中で、佐用町内の商工業者におかれましても非常に厳しい経営状況にあると認識をいたしております。佐用町商工会内において、平成20年度に入り現時点においての倒産は2件、廃業及び廃業予定が6件という厳しい状況であります。

次に、貸付金の制度をつくった目的についてのお尋ねでございますが、佐用町商工会小企業経営資金斡旋融資制度として、商工会の制度として、商工会で制度をつくって、小企業者に対して事業に必要な資金の融資を行い、経営の安定向上を図り、以って町内商工業の健全な発展を図ることを目的として設置をされたというふうに認識をいたしております。

次に、過去の利用状況と問題点についてということでございますが、この事業は、商工会で運営をされてきたものでありまして、商工会からの報告によりますと、商工会の補償の枠は6,000万という枠を設けられての融資を、融資枠を設定をして、過去の利用状況は、融資件数199件、融資額が延べ合計3億9,750万円であったということでございます。

問題点といたしましては、本人若しくは保証人が支払いできない場合、商工会がその支払いをしなければならない制度であり、商工会の運営上大きな責任、リスクがありました。

次に、貸し付け事業の現状についてであります。バブル景気崩壊後、この当制度による貸し倒れの事例が出たため、大きなリスクを背負っての当融資制度の運営は困難であると商工会において判断をされたため、融資制度は中止されたということで、これは以前にも議会にも、いろいろと説明し、報告をさせていただいているとおりでございます。

次に、利用しにくい理由及び対策ということについてであります。この制度そのものは、利用する方にとっては、特段利用しにくかったということは聞いておりません。保証人が必要なことは、貸付の制度上当然であり、無担保無保証であれば、借り手にとっては、これは一番楽だということに思いますけれども、返済不納になった場合の責任を誰が取る

か。その対応についてですね、当然、保証人を必要ということは、これは必要なことであろうと思います。

対策につきましては、町財政にリスクのない対策等の検討を、これまでしてきましたが、現在のところ、そういう町商工会が独自の貸付制度を維持していくということは、これは、難しいという判断の中で、この制度を中止されておりますので、これに対する現在のところ商工会の中での対策については、今のところ何も持っておられません。

次に、商工会に預けている貸付金の運用ということについてであります。運用につきましては、佐用町商工会において地元金融機関に預金し管理をされておまして、今後は、合併された商工会の良好な運営と商工業の活性化に図るべく有効な活用方法を検討していただき、町と協議をしていただくように考えております。

次に、商工業者の借入金の利子補給などの負担軽減制度についてのご質問であります。現在、国の緊急経済対策の一環として、有利な条件での中小企業融資の取り組みがなされておまして、多くの事業者が利用の手続きを進められております。現時点においては、既存制度の有効活用の推進が重要ではないかというふうに考えております。

次の、佐用中学校の問題につきましては、後ほど教育長の方から答弁をいただきますので、私の方からは、先に、次のごみの改良に関する件を、ごみ袋の改良に関する件を答弁をさせていただきます。

ごみ袋の改良に関して、その後の状況はということでございますが、前回の議会で答弁いたしましたとおり、ごみ袋の改良につきましては、近隣市町の袋も取り寄せ参考にして、また使用される方の意見も聞いて検討をしてまいりました。現在使用中のごみ袋については、町民から「上部結びしろが幅広で結びにくい」との意見も聞いており、何らかの改良が必要と考えております。並行して、にしはりま環境事務組合の構成市町との連携も図りながら時期については、現在発注分の在庫の関係もありますので、次年度の早くても夏以降には、各店舗に出回るように進めたいというふうに考えております。

現時点での、ごみ袋の作製は利便性・品質性・製造コスト等を、考慮しながら、「手提げ型」「マチ付き」を進めており、ご家庭の一時保管に使われている「ペール缶」に装着できる容量のものを考えております。これにより、ごみ排出時には、あらかじめセットされた指定袋を缶から取り外して口を結ぶだけでごみを出すことができ利便性が高いというふうに考えられることから、今後、新しく作るごみ袋につきましては「手提げ型」「マチ付き」を採用したいというふうに考えております。

以上、この場での私の答弁とさせていただきます。

次、後、教育長から答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、教育長。

教育長（勝山 剛君） 引き続きまして、教育長の方から答弁させていただきます。

まず、岡本義次議員の答弁にも申しましたように、佐用中学校また教育全般にわたりましてご心配かけておりますことをお詫びを申し上げたいと思います。

たくさんの項目がありますので、一番から順次お答えをさせていただきます。

まず1学期の通知表に体育が空欄のまま渡されたこと、このことについてですが、6月2日から体育教師が8月末まで病気休暇を取ったことによって、2日以降、1学期間の体育の指導ができなかったと。また、それに伴って、評価を行う者がなくなると、この様な結果の中で空欄としたということです。中学校では、その教科の免許を所有している教員しか直接指導に当たることができませんので、当然、体育教師でなければ、通知表に記載することができないということでもあります。

ちなみに、佐用中学校の各クラスの人員につきましては、1年生2組、2年生も2組、3年生も2組、合計で当時208名在籍しておりました。なお、病欠休暇が1カ月以上になりますと、代替教員の配当がありまして、それに基づいて臨時採用をしていくわけですが、番目でもお尋ねになっていることなのですが、今日現在、その採用ができておりません。その間、教育委員会としましては、西播磨教育事務所は勿論のこと、県教育委員会まで範囲を広げて臨時講師の採用希望者のリストアップを行い、個々に当たって参りました。また、それぞれは、全て臨時講師とか非常勤講師として既に勤務をされている人ばかりであり、また、社会体育の方でのあめんぼプールだとか、各市町、近隣の各市町の体育館等のインストラクターにも当たって行きましたが、勤務されている等の理由により現在見つけることができませんでした。

なお、岡山県の私立高等学校、更には、中学校教育委員会を通しまして、中学校の臨時採用の期間、終わりの期間ですね、それを見て、佐用の方に来てもらえないかと、そういうことにも連絡をしましたが、該当者がなく、現在採用ができておりません。

次に、通知表は、教育関連法規で定められているものではありませんが、通常、児・生徒の学習状況を学校から保護者に知らせる重要な通信として、ほとんどの学校で行われているものであり、こういうことから教育委員会としても通知表の重要性は十二分に認識しているところであります。また、教員を配置する責任は、任命権者である兵庫県教育委員会にあります。また、町教委としましては体育代替教員が確保できなかったことについて責任を感じているところであり、現在も探しているところであります。

学校から、評価欄が空欄であることの説明を保護者全体に、全員に行き、理解を求め2学期には必ず体育の指導を行うとともに評価を行った上で通知表を2学期末にわたすことを知らせております。

つ目の1学期の体育の授業についてですが、先ほど申し上げましたように体育教師が病欠休暇をとってから実施しておりません。正式な体育授業としては、しかし、本来の体育の時間に何も運動させないというわけにはいきませんので、学級担任が学級活動とか、また可能な範囲の運動を安全に配慮しながら行ったと報告を受けております。

についてですが、体育教師は病欠休暇をとっており本年12月末まで現在のところ休暇申請をしております。1週間前に校長から報告を受けたところによりますと、1月からの復帰についての見通しが立ちつつあると。その事務手続きを進めていく手はずにしております。なお、病名につきましては、差し控えさせていただきます。

番目の代替教員はなかったという質問ですが、先ほど説明しましたように、町教委としても努力してきたのでありますけれども、繰り返しになりますが、採用に至らなかったと。今現在努力しているということでもあります。

番目についてですが、8月下旬に病欠休暇を更に3ヵ月延長するという本人の申請があり、体育の代替教員も確保できない中で、校内で対応すべく、その体制づくりをするよう私の方から学校、校長を通して教職員にも話をしました。幸い現佐用中学校の体育の、教員の中で、複数免許、体育の免許証の所有者がおり、その教員に負担を全てかけられませんが、他の教員も体育を免許替え申請して経験者がおりましたので、今回も免許替え申請を県教委へあげ、その指導へ当たっているところであります。

番の質問につきまして、通告書にはお書きになっておりますが、この場で吉井議員の方からお話がなかったんですけれども、通告書に基づいて答弁させていただきます。

スクールバスの座席カバーについての件ですけれども、11月8日ではなくて11月6日と記憶しております。午前中、町内中学校の音楽交換会があります。その時、佐用中学校の生徒を文化情報センターまで送迎しました。その時にスクールバスの座席カバーが2カ所傷つけられておりました。相当年月も経っておりますので、非常にくびた状態でもあり

ました。被害額は 5,000 円程度でしたが、このところスクールバスへのいたずら等が経緯がありましたので、11 月 11 日に佐用警察の方に被害届を出したところです。現在のところ誰がどの様な形でしたのか判明はしておりません。

それから、オープンスクールについてとか、保護者が学校に来ているということで、朝のあいさつ運動とか、そういうことを教職員または子どもと共にしていただいているわけですが、この生徒の反応につきましては、保護者からの声に素直に答えていくとか、今まであいさつしなかった者があいさつを、その場ではするとか、そういう変化は見受けられております。なお、校門の所でのあいさつ運動、あいさつをしておられるわけですが、学校には、できれば場所を変えたり、例えば、昇降口でしたり、昇降口を上がった廊下でしたり、そういう変化に富んだ対応も心がけて欲しいと、そういうことを私の方から指導をしているところです。

番目に、指導主事の中で大きな声を出したり、注意をしたりする状況が生まれているとのことですが、ただ怒鳴り散らしておるといふのであれば、これは好ましいことではないと、私は、考えております。しかし、普通に指示をしても、それを受け入れられない場合、やはり大きな声を出す場合もあります。しかし、怒鳴るとか、その辺のことについては、現場を検認しておりませんので、答えることはできません。そういうことから、議員が言われておりますように、教師と子どもの関係というものが離れていく、このことについては、当然、そういうことが起こりうる可能性はあると、私も認識しているところです。しかし、教師からすれば、何とか指示を徹底させたいとか、この様な状況を放置できないという強い思いは、やむを得ずそういう声に変わって出ているんだろうと思っていますし、で、このことにつきましては、生徒指導は、やはり人と人とのつながりでありますので、叱った時の次のフォロー、こういうものについては、徹底してするように、このことを指導しているところです。

次に、授業の中で、集団行動の中で、教師は誰しも静かに穏やかな状況の中で、指導に当たりたい、こういう思いや願いを持って指示がしっかり通るように、いろいろと工夫をしておるところです。教師を信頼でない気持ちが生徒の間に表れている、その様なことを私も理解をしておるところです。しかし、教師自身が悪いと、これも当然、自分が子どもの側も、また保護者の側もですね、自分の思いが通らない場合は、先生が悪いと、こう決め付けていると、こういうことも、時にはあるわけでありまして、しかし、そのことを、相互が、やっぱりきっちりと理解していかないと、先生が悪い、先生が悪いでは、子どもの成長に非常にマイナスになるのではないかと。反面、教師も、その様な言葉を耳にしたり、した時には、しっかりと自分が悪いのか、どこが悪いのか、これはしっかり受け止めないといけない。というふうに、その様に考えています。とにかく教師は、より良い指導法を見出す努力をしなければならない立場にあります。保護者は、わが子に対して、教師への批判もしたいと思いますが、やはり、これでは、もう一歩進んで、やっぱり保護者から子どもに対してもですね、やっぱり真面目に授業を受けたり、先生の指示をしっかりと聞いたり、このことも大事だということを正してやっていただきたいと、この様にも思います。

先ほど、教師の指導力のこともお話になりましたけれども、本当に教師は、教員免許を全て持っておりますし、それだけの学問を持って、今、教壇に立っておると思いますが、しかし、20 人おれば、20 人同じことができないと、このことです。私も現場におりましたけれども、本当に口で言っても、また、長い時間掛けて協議をしても、目の前に子どもがいた時に、やっぱり同じ対応はできません。一人ひとりの教師がしっかりした人格を持って、失敗しても誠意を持って対応していく、このことが子どもを、子どもが先生の気持ちを受け止める、そういうことだろうと、私は思っています。

次に、番目ですが、10 月 8 日に行った臨時保護者会は、保護者の要請で行ったもので

はなく、学校とPTA役員と協議の上で開催したものであります。学校側が一連の生徒の問題等々につきまして誤解や不安が広がらないよう事実は事実として、きちんと説明したい、そういう思いからでありました。その説明の中で、保護者の願いどおりにいかなかったことについては、言い訳に聞こえただろうと、その様にも感じます。学校として、学校側としては、本来、指導すべきことであったことも事実であり、指導不足の点があったことも事実であると認めた上での説明であったと、私は、報告を受けております。学校の責任者として、学校長が、対応したことは当然のことであります。事実の説明、その中で学校に不備な点があると、あれば、素直に認め、また保護者に依頼すべきことは、きちんと言う。このことの為に行った臨時保護者会であったと認識しております。

番目ですけれども、先ほどもお話ししましたが、臨時保護者会の中で、学校側の説明後、保護者からの質問とか意見も受けております。また保護者会が終わった後、部屋から出た後も、先生と話し合いをしたと、その辺のことも聞いております。また、この度のオープンスクールの期間中にも保護者、来校者から、いろいろとアンケートとか、また直接ご意見をいただいたり、学校長はじめ教職員と話しをしていただく機会をつくったと、そういうことも報告を受けているところです。

また、生徒につきましては、まず学級が一番の生活拠点であります。学習の拠点であります。そういう意味から、先生と担任と子ども達が、学級の問題、そういう話をする機会には、十分に、私はあると考えておりますし、学校全体のルールの遵守、そういうことについては、また学校づくりの方向性は、生徒会の役員とか、そういうものと、しっかり話ができ、4月をスタートしているのではないかと。その様にも思いますし、平素、そういう活動を行っている、私は、その様に認識しております。

番目に、教師の人事異動に問題はなかったかということですが、最善を考えて14校の教育の進展を考えて人事をしているつもりであります。結果として、問題が発生すること、これは、できることなら、予期せずに、したいんですけれども、現実、そういう問題が発生していることにつきましては、非常に責任を感じております。また、やむを得ず臨時講師として採用しなければならないということもあります。年度当初から。これにつきましては、履歴等を勘案しながら、臨時講師と言えどもですね、いろんな経験を生徒指導関係とか、教科の指導とか、そういうものの多くの経験を積んでおる教員をできるだけ採用したいと、その様に考えておりますが、中々その様に、考えどおりいかないというのが実態であります。

人事に係わってでありますけれども、これは佐用の教員は、今全部で正規職員が事務職員それから栄養教諭も含めまして192名です。で、その他に非常勤講師等々を含めまして200人ちょっと超えるぐらいです。この中で14校を配置しているということです。いろんな経験の方もおられますし、また最近は退職も多くなって新任も増えてきております。そういう時代の変わり目と言いますか、そういう中でありますので、是非、それぞれの先生方に、議員各位におかれましては、支援、協力をしてやっていただきたいと、その様に思っております。

最後、生徒個別の問題、保護者の問題等に当たる専門チームをつくらないかということですが、現在のところ学校支援の特別の専門のチームというのは、佐用町には作っておりません。しかしながら、今までにも何回かお話ししましたが、西播磨教育事務所内に生徒指導の問題に対する学校支援チームというのがあります。この活用を図っているところです。中学校には、大体年間3回ないし4回、学期に1回ないしプラスアルファで学校の課題、問題の解決の為の専門チームと教職員との協議の場、話し合いの場を持っているところです。また、生徒指導上、優れた取り組みをされた中学校の現場の教師、更には、現場の校長、そういうものを招聘して、長期休業中に研修を持っている、持つことも

あります。

更には、県教育委員会主催の生徒指導の研修会等に参加し、それをもって、学校で全教職員に知らせたり、また、その中の1つを具体的に取り組んだり、その様にしているところ です。

10月より町教委として3名の生徒指導支援員を配置し、議員がおっしゃるような専門チームを立ち上げようとしておりましたけれども、岡本議員の時にもお話ししたように、こちらの目的と、学校の目的とが、子ども達に十分浸透しなかった、そういうことから、現在は、学校の教職員、親の相談という形で配置をしておるところです。本来の指導体制が整っていない。先ほど来しております様に、体育の正式な教員が、未だ配置できていないとか、そういうことですね、指導体制が100パーセント整っていないということについては、極めて現場に大きな負担を強いているということ、教育委員会としても認識しておるところで、先ほど申しましたように、体育教員が3学期から現場に復帰するという見込みの中でですね、今、進めておりますので、こちらとしても、それを期待しているところ です。長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それでは、再質問をします。

まず1点目の町独自の融資制度という質問でございますけれど、ご答弁は国の有利な制度ができていうことなんですが、それが、十分に佐用町の商工業者が利用できるものかどうかという点では、いろいろ、やっぱり条件も厳しいところがあるという様に聞いております。で、今の状況と言いますのは、先ほど、町長も言われましたように、非常に厳しい状況になっている。倒産やそれから廃業、廃業予定、こういったことは、数多くない事業者の中で広がってきているという問題は、大変厳しいことだと思います。

連日の様に報道もされておりますが、このアメリカベッタりの日本の政治が、そのアメリカ発の金融危機が世界経済の大混乱を引き起こしている。それが日本経済に本当に深刻な影響を与えている。それが、大きな企業でなくて、中小零細にもろに降りかかってきていると、こういう状況です。今、貸し渋りや貸しはがしが問題になってきておりますが、町として、この町内の商工業者を支援する体制、この町の機構の中で、どういうふうにできているかお尋ねをします。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、独自にですね、支援する体制という、行政ですから、町の行政は一般行政ですから、その為に商工会というですね、組織の中で、こういう融資とかですね、また、その経営の相談、そういうことをしていく、それに対して、そういう組織を運営するに当たるに対して、町行政としては、支援をしているということが、まあ第一だというふうに思っております。

後、町内の、いろんな町行政を行う上での、いろいろな事業ですね、ご存知の様に、そういう、その工事、いろんな事業の発注、購入、そういうことについては、できる限り町内業者の支援できるような形を考えて行っているということでもあります。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 今、全国にも自治体による制度融資、これが広がっております。それは、利子を補給するとか、それから保証料を補てんしていく、こういうことをやっているわけですが、佐用町で、これを実施するとなると、どれくらいの資金が必要と考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 具体的な制度ですね、今、ここでいくらぐらいいるかという様な質問をいただいてもですね、直ぐに、私は、答弁するだけの力はないわけですが、やっぱり自治体による融資というのは、それはお金を貸す、または、それを返していただく、これは非常に元々難しい問題ですよ。ですから、大きくは、東京都などが新銀行東京なんかを出して、相当貸付をした。これもある意味では結果的にですね、乱脈融資の様な形になって、大きな負債が出たと。債権回収ができないという様な中、そうなれば、当然、それに対する、その今問題は、責任というね、問題が付いて回るわけです。ですから、制度としては、国も今、いろんな当然、そういう対策、支援制度をつくっております。この商工会が、以前、昭和 59 年に、この旧佐用町の中で、前の町独自の融資、小口融資制度というものをつくっております。当時は、そういう、その国自体の制度というのも少なかったという中でね、考えて、町も支援してつくったということで、しかし、その作ったと言っても、町が、これを運営していったわけではないわけです。先ほど、答弁させていただいたとおりで商工会が、独自に、その融資枠というものを設けてやっております。

どれぐらいな資金が必要なのかということですが、当然町が、商工会が行っていたのは 6,000 万というね、町が 3,000 万を商工会に貸付融資をして、後 3,000 万を商工会が保証をしてですね、そして 6,000 万の枠で貸付をされていたと。当然、これは 1 口当時は 1 件 100 万、100 万ですか、200 万やな、200 万でしたね、後になって 500 万ぐらいという様なね、ことも出てきてましたけども

〔吉井君「300 万」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 300 万でしたか、うん、いろいろと、私らも、大分前の話になりますから、そういうことで、その切がないと思いますよ。その何十億ということはないんですけどもね、しかし、そういう貸付を町が独自に自治体の制度として行うということになれば、これは、先ほど言いましたように、非常に、そのリスクを誰が背負って、もし、その回収ができなかった時にですね、当然、今度は、そちらの、多分一般質問が例えばあれば、そこから、その責任は誰が取るんだという質問に変わってくるというふうにも思います。だから、そういう中でね、やっぱり国の制度等、これをできるだけ有効に活用し、そこに融資についてね、商工会として、利子補給と非常に利子が高ければ、それに対する支援をしていくという様なことはね、町の政策としては、当然また今後検討していかなくちゃいけないことじゃないかなというふうには思いますけども、独自に、全てを町が融資をやっていくという様なことを自治体がすることは、これは、特に佐用町の様な小さな団体ですることには難しいと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、時間もあまりないんですけど、今、独自の融資制度と言いますが、金融機関が貸す、それについての判断、そういった指導とか、そういったものを行政がやって、そして、その利子について補給していくとか、それと保証料について2分の1程度の支援をする。そういった形で進んでいる融資制度というのが、今、あちらこちらで見えているものなんですけれど、それについて、研究を是非していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） その融資の判断というところが一番難しいんだと思います。ですから、その判断を、例えば、町が、ある程度判断をするということは、町が責任を保證するということになるわけなんで、その点は、町が、そういうところまでは、町ができる仕事ではないと思います。

ただ、その中で、その今、その保証協会とかですね、公的な、その責任を、それぞれ分散していく制度ですね、そういう制度の中で、各自治体も、非常に今、緊急、こういう状況の中でできるだけ負担、支援をしていこう、対策の中で、そういう取り組みが、ある程度されているということは聞いておりますのでね、その辺は、商工会の実態や皆さん方の要望なんかを踏まえた上で研究は、当然していかなければいけないことかなというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） これまでの商工会がやっていた融資の条件というのは非常に厳しくて、それが、やっぱり、その商工会の方には大きなリスクがかかってくるということで、継続できなくなったということでありまして、借り手の方にしましても、設備資金、運転資金とも3年以内の償還という非常にこう、期間としても長く借りられない、こういった問題もありましたし、保証人が2名以上必要であった、こういったことから、中々借りられない。それから、利息が国民金融公庫と同レベルであった。こういったことが、いろいろとやっぱり借りにくい、そういう問題がございました。

そこで、今、町長お答えになりました様に、その関係、特に商工会の方から、その利息の補給とか、それから保証料についての支援を求められる、こういったことには応えていただくとということで、これ、この質問を終わりたいと思います。違います。

町長（庵逄典章君） そういう検討、研究はしていくということですけどもね。はい。それは、内容によりますし、以前にもね、全て町が責任を持って、それを、事業をやっていく様なね、内容ということであれば、それはできる、町として、これは難しいということで、これまでも、そういうことは、商工会ともお話ししたという経緯もあります。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは続いて、ごみ袋の件なんですけれど、今度は、手提げ型でマチ付きの物にしていきたいということですが、使用する側の意見も聞きたいということで、私も待っていたんですけれど、どういった物がいいか、何枚かのパターンがあって、それを見て投票するとか、そういった様なことは、考えようとされなかったんでしょうか。

町長（庵途典章君） まあ、使う方々のですね、全員の方が使っておられますから、投票したり、人気投票で選ぶという物ではありませんから、使われる方の意見、こういう所が不便だとか、こういう所がいいとかということで良かったのではないかと思います。だから、それは、少なくとも、同じ家庭の主婦が日常使っておられるので、私は、何人かの方々に実際に使っていて、そういうふうクリーンセンターの方で判断、研究をしてくれているというふう思っております。

20 番（吉井秀美君） 続けます。

それでは、モデルにされているパターンというのは、どこの自治体とか、そういうのん、もう決められていますか。

〔クリーンセンター所長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） この町長答弁でもありました様に、にしはりま環境事務組合の構成市町、特に揖龍、宍粟、この2市町のモデルも集めまして、私の方で検討しております。それを含めて、手提げ、マチ付きを検討している次第でございます

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 手提げ、マチ付きと言いますと、ここに少しあるんですけれど、前回も言いましたように、私は、宍粟の、これぐらいの長さがないと、先ほど町長が言われたペールに届かない。こういうことになりますので、是非、このいいパターンを使っていたきたいと思えます。

で、ここの宍粟の物につきましては、原価どれぐらいなんですか。

議長（西岡 正君） はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 他町の原価、未だ、ちょっと調査しておりませんが、一応、長さ的には、私も測りまして、エコロの分は、若干 10 センチ短くなっております。ようけ入ればいいというものじゃなしに、やっぱり収集業務の関係で、あまり重たくなると、そういう収集車の従業員の方にも負担が掛かります。だから、ある程度 10 キロ程度入る 45 リッター型、程度を今考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 宍粟は、現在、これ使われているわけですから、宍粟の収集の方は、これで仕事をされているわけですから、あんまり難しいこと言わずに、使い勝手のいい物を是非使ってください。

で、これだけ長さが違うんですね。これだけのことで、ペールにフィットするかしらないか、使い勝手がいいか悪いか、こういうことになりますので、いろんな所のパターンお持ちでしょうから、是非検討していただいて、いい所の使ってください。採用してください。

で、それと、最後に、佐用中の問題なんですけれど、その病気療養中の先生の診断は、どの様にされているのかということで、これは、病名はおっしゃいませんでしたけれども、親の方にはですね、保護者には喘息だという説明があったようですけれど、私は、そのどうしても、それは、正式に全部明らかにしないといけないかどうか分かりませんが、そういったことも、そうではないということが分かって、判断できる状況ですね。私は、親にごまかしの説明をしてはいけないと。そういうふうに思いますけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ごまかしと取られると、これ非常に困るんですけども、ここで言う、1つの学校の体育の教師となれば、各学校、佐用郡は4中学校ありますけれども、もう1人ずつなんですね。もう個人名が直ぐ分かるわけですよ。

それと、私は、喘息と言うのは、ある程度理解します。と言いますのは、本人よく知っておりますので、それもあると、私は、そう思っています。

学校が親に説明した中で、そういうふうに言ったというのは、私は妥当じゃないかと思っています。結果、議員が言われるように、後から、いろんなことが出てきて、もっと正しい、きっちりしたことを言われたらどうやと言われますけれども、私は、きっちり言ったことによって、また、弊害が起こり、こういうこともあり得るということ、私も、嘘について当然いいとは思っておりません。けども、そういうことを、私自身もやってきた経緯があります。その辺を、考えていただきたいと思うところです。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 先ほどの岡本議員の質問の中で、スクールアシスタントの配置について教育長は、最初の出会いが悪かったとお答えになりました。それは、どの様な事態であったのか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 3人の方、当日は、2人でありましたけれども、一番最初行かれたのは、教員と十分な打ち合わせ、後から聞いた話しですけども、なく、やっぱり、何しに来たんやということが子ども達の方から一番にあったと。

で、学校の生徒と話をしたり、いろんなことしに来たんやという話でありましたけれど

も、まあ、子ども達からすればですね、僕らの為に来たと。困ったことやという認識が強くなると。それに対して反発が起きたと、私は、その様に理解しております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。5分前です。

20番（吉井秀美君） 私は、本来学校のことは、学校にお任せするべきだというふうに考えているんですけど、しかし、今全国的にも、いろいろな問題が起こっておりますし、やっぱり、この政治の不安がですね、社会の不安が、子どもに、もろに反映していると。世の中が、勤勉を尊いものとするような時代じゃない、酷い状況が来ております。そういう中で、将来の、未来の自分達の生活が見えない、こういう中で、子どもだけ、子ども達だけにまともに育てという様な状況にないわけですね。そういう中で、やっぱり、いろいろな所で、いろいろな問題が起きている。先日も神戸新聞に教師のうつ病についてもありました。で、メンタルヘルスが必要と認識している教育委員会は、78.6パーセントにも上っているけれども、具体的に十分取り組んでいるとしている所が、0.8パーセントしかない。こんな状況です。やっぱり、先生方の重すぎる荷物はね、皆で担っていかなければならない。助け合っていかなければならないというふうに思っています。

で、PTCA、かなり前から言われておりますけれど、これ佐用町では、どの様に取り組まれていますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 佐用町では、特に、各単位PTA、14のPTAがありますが、これは、町のPTAの会長会等を通して、それぞれが、まず各単位PTAが地域との協力の中で、生徒の健全育成に努めて欲しいということで、まずは、各単位PTAの取り組みを中心に考え、その交流を図っているところです。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それと、先生の配置については、教育長は責任を感じているとお答えになっておりますけれど、県教委も西播磨教育事務所も対応できない。どういうことかと思うんですね。本気で取り組んでいただいていると思うんですけど、このまま放っておかれては困りますので、是非、全力を挙げていただきたいと思います。

それから、1つ、佐用の教育のことですけど、合併後に、衣笠教育長が辞職、辞任されまして、で、その時、佐用中学校の校長先生であった勝山教育長、後任の校長が決まらない状態で、町長が教育長に引っこ抜くと、こういう事態は町民的にも非常に批判がありました。私は、こういった教育体制というのもね、反映しているんじゃないかと思うんですけど、その点、いかがですか。

教育長（勝山 剛君） 申し訳ありませんが、そこまで私が、今答えることはできません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私は、当時、校長でありましたから、校長を全うしたいという気持ちも十分認識しておりました。しかし、先ほど申し上げましたように、いろんな人事ができないことがあった、いろんな町のことも考え、当然、私が決断したのであります。できますれば、もう過去のことと、しっかり前向いて、私は考えていきたい、この様に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 質問時間は終わりましたので、吉井秀美君の発言を終わります。ここで暫時休憩をいたします。再開を3時5分といたします。3時5分までお願いいたします。

午後02時46分 休憩

午後03時05分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
休憩前に引き続きまして一般質問を行います。
10番、高木照雄君の質問を許可いたします。

〔10番 高木照雄君 登壇〕

10番（高木照雄君） 10番議席の高木照雄でございます。2点について、町長に聞きたいと思っております。

イノシシ、シカを中心とする獣害による農作物の被害は、山間地域を中心に町内ほぼ全域で被害をもたらしております。農家の生産意欲も低下するようになってきていると思っております。獣害対策については、今年度中の一般質問でも毎回議員から質問があり、今回12月議会でも3名からの一般質問があります。私を入れて、これといった得策もないまま、現在に至っているように思います。

獣害対策について、他町の取り組みはどうだろうかということで、研修をしたらどうかという考えを持っておりました。10月の半ばには、全員委員会合同研修で、北広島等に研修に行かせていただきました。産建委員会として、この獣害対策を再度研修してはどうかということで、インターネット等で調べますと福井県がもの凄く力を入れているということを知りまして、越前町と若狭町に、猟期間中に入る前に行こうということで研修させていただきました。その中では、また後について質問したいと思っておりますけれども、北広島にしても越前町にしても、駆除対策として、猟期外はもとより、猟期間中も補償金を出して取り組んでいるということで、このわが町でも、そういった、これだけ多く獣害が起きているのに、そういった対策が出ないかと思っております。

今年の、この猟期間に入りまして、15、16日で、横坂のチームは40頭のイノシシを獲っております。それから平福の上の小さなチームでも12、13頭獲っております。これだけ多くのイノシシが獲れているのに、シカを撃とうという気持ちは、僕は起こらないんじ

やないかと思えます。猟師は。その1つ言いますのも、猟師はですね、いわゆる、シカを獲ったら下まで持って降りなければならぬという1つの条件があるんですね。だから、金にならない物を獲って降りても仕方ないということで、私は、獲らないんじゃないかという気持ちがあるので、何とか、猟期間中のシカについても補償金は出せないだろうかということをお聞きしたいと思います。

それから、町温暖化防止活動、ストップ・ザ・温暖化についてですね、地球環境問題への関心は高まっております。生活の中で、ほんの少しでも環境について一人ひとりが考えていけば地球温暖化防止になるのではないかと考えております。その一環としてマイバック持参運動等、毎日の暮らしの中で、積み重ねによって、防止に繋げることができるのではないかと考えております。

ある元議員から、マーケットなどのマイバック持参運動、防止化を協賛しているんだから、町なり町民に何らかの還元があるのかということをお聞きしました。2ヵ月前の新聞に神戸コープが買い物袋廃止、また買い物袋5円で、お客さん、持っていない人5円でいただくんで、その見返りとして還元しているということをお聞きしましたんで、わざわざ神戸のコープの環境推進室へ電話して聞きました。そうすると、市や県には還元してないですけども、環境活動をしている団体とか、サイクルしている団体、森林保護等に、今年は5,000万ほど還元、出しているということで、佐用町の場合、そういった何かの形で、そういうマーケットからの還元があるのかお聞きしたいと思います。

ここからの質問は、これぐらいにしておきます。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） はい、それでは、高木議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、猟期中のシカの捕獲補償金の支給をとのことですが、町が現在行っている補償金の、補償金と言うんでしょうか、報奨金と言うんでしょうか。報奨金ですね、支給は、猟期中ではなくて、猟期外に獣害の捕獲委託を猟友会に委託しております。

現在12班の95名の方に活動をしていただいております、捕獲班1班に5万円と一人当たり5,000円の補助を。また捕獲実績により1頭あたり1万円の補助金を交付をいたしております。

シカの県のシカ保護管理計画においてシカの生息区域の拡大に伴い捕獲対象地域も県下全域になっておりますが、生息密度は減少傾向にいたっておりません。各自治体では、それぞれの対策をされており、町といたしましても県に対策要望・協議を今後とも継続してまいります、県としても、非常にまあ、頭を悩ませているのが実情でございます。

議員が言われております件につきましては、一部の他市町で猟期中の捕獲について補償金をだしているところもあるように聞いておりますが、捕獲を町内でされたかどうか、また、他市町の方が捕獲された場合にどうするのかといった問題もあるわけでありまして、問題もありませんが、佐用町、そういう問題がありますので、佐用町独自で、単独で実施することには、難しい点もありますけれども、やはり、猟期中にも捕獲を積極的にしていただくということ。そういうことが当然必要だというふうに、私も認識をしております。そういうためには、近隣市町と連携して、猟期期間中の補償金を考慮して、今度、頭数の何とか削減につなげていかなきゃいけないというふうに考えております。今後、西播磨の市町長会等でも、この問題についてですね、協議をしていただく様をお願いをしたいという

ふうに思っております。

次の、地球温暖化防止については、企業からの町民・行政に対して、見返りはあるのかとのことですが、6月1日にスタートしたマイバッグ持参運動は、レジ袋の有料化により、6店舗ともマイバッグ持参率が90パーセント、約90パーセントと、ごみの減量化、資源の節約に、また町民の皆さんの地球温暖化防止の意識啓発にも効果を上げているものと思っております。

町、消費者団体、事業者の三者で結んだマイバック持参運動推進の取組みに関する協定の中で、レジ袋の収益は環境保全活動や地域貢献活動の取組みに活用することとなっておりますので、佐用町に単独に、そういう企業からマイバック、レジ袋をなくしたことによる見返りと言いますか、そういうお金は入って、受け取っているという様なことはありませんけれども、そういう地域活動全体に活用していることになっておりまして今後とも、この三者でレジ袋の削減とマイバッグ推進懇談会を開催して、事業者の収益の見込、その実態をお聞きし、活用方法を聞いたうえで、また意見も言っていきたいというふうに考えております。

簡単ですけれども、以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） それでは、第1点目の獣害対策について再度質問していきたいと思っております。

先ほど、町長、まあ佐用町だけで取り組んでも仕方がないということを言われましたし、佐用町以外の方が獲った時にはどうするんかと言いますけれども、やはり、それは確かに分かりますけれども、やはり、今、わが町を考えてみますと、シカ1頭1万円じゃなくて5,000円でもいいと思うんですね。1,000万円も使えば、相当の数が獲れるわけですね。私は、その余所の町外から来た人が獲ってこようと、誰が来ようと、その町内周辺で獲れるシカなれば、私は、獲ってこそ減るものであり、猟師だけに任して、猟期外にシカを撃ってもらえればいいという様な、私は、そういった考えでは、今の佐用町民、いわゆる一生懸命田畑を耕している、どっちかと言えば高齢者の、私は納得しないんじゃないかと思うんですね。そこら町長、どういう考えか、もう一回お聞かせ願いたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） ですから、そういうね、広域的なやっぱり対策がないと、実際に、シカ等も移動し、イノシシも移動しておりますから、やはり、これだけ佐用町だけじゃない、西播磨なり兵庫県全体の問題になってますからね、まあ、やっぱり、その対策としては、広域的にもっと連携してやっていかなきゃいけないという点を私は、強調しております。ただ、町といたしましてはね、そういう中で、やっぱり町の実態を踏まえて、そのリーダーシップを取っていかなきゃいけないなという考えであります。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） それは、町長の考えはよく分かります。

これは今始まったことじゃないんですね。はやもう3年も4年も前から、こういう問題が出てきておるんですよ。私が、なぜ、こういうこと言いますと言いますとね、若狭町並びに越前町はね、今、この温暖化によって、正にシカなどが上昇してきているということで、福井県としては、是が非でここで止めなくてはならないという、強い信念、町もそうですよ。私は、佐用町が何もやってないと言っているんじゃないですよ。

私らが産建委員会で、越前町に行きました。職員が正々堂々と答えるんですね。そして、その現場まで、山の現場まで連れて行って、こういうことをしているんだと、自身を持って答えてくれるんですよ。そりゃ、佐用の柵は分かりますよ。電気柵も。電気柵の外にきちっとした、ある程度の幅の清掃が、きちっと山の清掃がしてあるわけですね。そこまで、柵まで出てくるまでに時間がかかるんですよ。10メートルほどの柵が。柵まで。だから、そこまで来て、こういうことやってますと。その切った木を、木の根元に立てかけて、1つは、この木で止めるようにしておるんですよということを、正々堂々と、われわれに向かって言うんですね。ああ、たいしたことやってるな、よう頑張っているなど、私は、そう答えました。それから、若狭町へ行きますと、2メートルの柵に、その上に電気柵の50センチの柵を作っておるんですね。それは、きちっとした基礎を固めて、全町にやるんですよ。それを。メーター1万円ですよ。それを全町でやるんですよと、それも現場へ連れて行って教えてくれるんですね。そういう取り組みをしますとね、町民もね、納得しますよ。それで入ったら、網だけ買って、補助だけ出すさかい、猟師に任す。私、それではね、町民は納得しないと思うんですよ。町長、もう再度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） その若狭町のですね、全町で、それだけのですね、対策をしているということで、それは、私も、今初めて聞かせていただきましたけれども、少なくとも、任せているということではなくって、町にしても、今の全町で保護柵、防護柵をですね、これも、これも何千万、何億という金をかけて対策をしています。

実際に、それで、ほなら入ったら、しょうがないじゃないかという、それではいけない。それでも、まだまだ被害が出ているという状況なんですね。ですから防護柵とか、そういう物をつくるだけでは、これは本当に、もう、その対策としては、中々効果的なものにならないということが、状況としては、もう出てきているわけです。

ですから、頭数を制限、何とか捕獲をして減らしていくということを、これに重点を置かないといけないということで、私らも高木議員言われるように、もう何年も前から、会議なり要望、いろんな話がある機会がある度にですね、県の方にもしつこく話しをして、そして、県の方も、今の様な対策、保護柵についてにつながり、それでも駄目だということで、国においても特措法もですね、制定されるというところまできているわけです。

ですから、確かに、今の状況問うのは、具体的な、本当に効果的な物が出てないという点については、皆さんも、本当に、私もどうしたらいいのか、非常に歯がゆい思いはしているわけですが、精一杯、そういう法律の活用も図ってですね、ですから、県にも少なくとも、全域的な、やっぱし、問題としても取り組んでいただくという中で、町としては、その先頭に立ってですね、対策をしていきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） そういうふうに町長も取り組んでおられるということは、よう分かっております。まあ、佐用町が何もしてないと言っているんじゃないですけども、本当にこう越前町なり若狭町が一生懸命取り組んでいるということがね、視察に行かせてもらったら、ひしひしと分かるんですね。

先ほど、片山議員が、職員の問題を言われましたけれども、今、その町長も言われた、特別措置法によりまして、市町が、鳥獣対策実施隊を設置してもいいと。それから、民間人による隊員は非常勤町職員として位置付けても良いと。隊員が猟師の免許を取った場合は、税金は、狩猟税を半額にするとかいうような措置をとって、越前町は取り組んでおるんですね。まだ、越前町はイノシシしかおらないんですよ。若狭までシカきているから、今の内に取り組まな駄目なんだという考えですね。私はね、そういう同じことやっても、その町民は、それは、獲られたら満足する言うんじゃないんですけどね、そこまで考えて、先の手を打っていくということ。どこの地区でも、そのシカ、イノシシ、いろんな物に、鳥獣害に害をされて困っているということを知っていることを知っているわけですね。その県民も町民も。だから、手を打っていきよんですよ。私とこは、佐用町は遅い言いよんじゃないんですよ。けども、これだけ多く、今、私が向こうで言いましたとおり2日間で40頭イノシシを獲るんですよ。シカなんか、もう目にも入りませんよ。本当のこと言うて。シカが子どもを産む。そして、まだ問題は、温暖化によってやね、北へ北へとシカが上がって、上昇していきようらしいんですよ。

そして、この間のテレビでもね、エゾシカがね、もう駄目だと言いつたのが、今年ね、その時代から10倍になつとんですよ。多くて困っておるんですよ。出て来て。そういった状態、雪が降らない、温暖化になっていってる、その為に、そういった有害鳥獣がね、はびこっていくんですよ。そりゃ、皆、誰もが、百姓しておられる方が、本当に、今、収穫できる物が、一晩の内にやられてしまうんですよ。だから、そこら、もう少しね、町としてね、何かの形でね、考えてやっていただきたいと思うんですよ。

何ぼ、金を1万円を、そのまま出せ言うんじゃないんですよ。猟期期間中に、例え3,000円でもよろしい。獲ってくれたら、3,000円出すから獲ってくださいというぐらいの、僕は、熱を知らせて欲しいと思うんです。町長、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 猟師の方ともですね、そういうお話を聞いて、いろいろと話も聞かせていただいております。やはり、そりゃ熱意ですから、金額の問題でないという点であればね、そういうことで、本当に協力いただけることも、それは当然まあ、期待もしたいと思うんですけども、実際には、今1万円という金額そのものがですね、これでは、実際に、その手間にはならないという様なことを、当然、私も、それは理解できます。処理をしなければいけないということがありますから、ですから、そういう点も含めて、やっばし、実際に、継続して捕獲をしていただけるような、やっばし形を作っていかなきゃいけないということ。これは、基本的な話だと思います。

ただまあ、今、高木議員言われるように、非常に、こういう状況の中ですから、いっぺんに、そういうことができなくてもね、その期間中にも、少しでも、そういうことを取り組んでいるという姿勢の中で、そういう対策も必要かというふうに思います。

10 番（高木照雄君） 本当にこう、ちいとあつかましいような言葉になって町長を責めた

ようになるんですけれども、実際、本当に、この前もある農家から産建委員会あがってこいやと、被害を見いや、ちいと取り組んでくれやという声が出ております。町民から。私も、産建委員長として、ひとつ役を受けた以上、少しでも町民の為に役に立つことができればということで、町長にきついような言葉ですけれども、できたら何かの形で表してもらったら、ああ、ここまでやってくれるんかということで、町民は納得すると思います。今までどおりでしたら、町民納得しません。だから町長も考えると言われておりますので、考えていただきまして、よろしく取り組んでいただきたいとお願いして、この質問は終わります。

それから、環境問題のマイバック運動の持参ですけれども、今、町長言われましたとおり、佐用、そう言う企業と話して、環境問題とか、いろんなものにやっていく相談をしておるといことなんで、私もそのとおりやっていたらと思います。

それから、今度の一般質問の中で、通告はいたしておりませんが、ここで町長と教育長と、まちづくり課長に1件聞きたいことがあるんですけれども、議長よろしいですか。

議長（西岡 正君） まるっきり違いますか。通告と。

10 番（高木照雄君） ええっ。

議長（西岡 正君） まるっきり通告の中に、この中に入っていない。

10 番（高木照雄君） 入っていないんです。

議長（西岡 正君） そうですね、まあ、済んでから、今日一般質問済んでから、

10 番（高木照雄君） 一般質問、これで終わります。

議長（西岡 正君） ああ、一般質問は終わるんですか。

10 番（高木照雄君） はい、これで終わりますのでね、少しだけちょっと。

議長（西岡 正君） そしたらね、今、高木さんが言われていた分については、終了後、高木さんの発言で時間を取るようにしてますんで、その時お願いできますか。

10 番（高木照雄君） はい、分かりました。これで一応、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。
よろしいですか。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいよ。

僕が言っているのは、一般質問も全部済んでしまって、それで、今日、会議を終わった時点で、高木さんの発言について許可、そういうことであるということで、ちょっと、はい、すいません。

10 番（高木照雄君） 分かりました。

議長（西岡 正君） 高木照雄君の質問は終わりました。
続いて、5番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番（笹田鈴香君） 失礼します。日本共産党の笹田鈴香でございます。私は、4点の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、公共施設のバリアフリー化についてお尋ねします。

高齢者、障害者が安心して利用できるハートのある建築物を促進する法律ハートビル法。その後、交通バリア法。そして2006年6月20日には、高齢者、障害者の移動などの円滑化の促進に関する法律バリアフリー新法施行されました。

町内での歩道の新設、拡幅も少しずつ進んでいます。ところが、トイレに関しては決して進んでいるとは思えません。障害者とその家族の方が「佐用には障害者用のトイレが少ない。役場にあったけど、狭いし使いにくい。佐用の駅にあったらいいのに。出かける時に、トイレのことが一番心配だ」と言われました。姫新線も2年後の高速化に向けて現在工事中ですが、バリアフリー化も同時に検討する時期ではないでしょうか。本格的な高齢化社会の到来を迎えて高齢者、障害者の自立と積極的な社会参加を促すためにも、本格的に取り組むべきではないでしょうか。そこでお尋ねします。

まず1番目に、基本構想は作成していますか。

2、町内の公共施設でのトイレのバリアフリー化をしているのは何カ所でしょうか。

3、障害者用となっていて使いにくい所はありませんか。

4、姫新線は2010年3月から高速化がスタートします。今までにも姫新線佐用駅について再三取り上げてきましたが、今までの問題とは違い重大さを増しているように思いません。そこでお尋ねします。

利用者増を見込まれていますが、その為にもバリアフリー化は必要ではないでしょうか。まずトイレですが、道路側からも利用できるように検討されることを求めます。

番目に佐用駅を共有する智頭急行は第3セクターの二大優等生と言われるほどの黒字経営であり06、07年には配当もあったそうです。この際、智頭急行とも協議をしてみたいかがでしょうか。

続いて、2点目ですが、鳥獣害特措法についてお尋ねします。先ほど、高木議員の方からも出ましたが、私も続いてさせていただきます。

先日、ある農家の方が「あれだけあくのきついこんにゃく芋まで、イノシシに掘られてしまう。狩猟免許をとりたいがどうしたらいいか教えてほしい」と悲痛な声で尋ねられました。

また、駆除された昨年のイノシシの頭数は、昨年より倍化していると聞いています。昨年末、農業などの被害防止を目的にした専門の法律「鳥獣害特措法」が成立しました。農水省は鳥獣害対策の予算を前年比の15倍の28億円を計上しています。そこでお尋ねします。

市町村の自治体は、基本計画を基に「被害防止計画」を作成することになっていますが、新法に基づく具体策を明らかにしてください。

2．駆除の対象を拡大し今年被害の多かったアナグマ、カワウなども対象にしてはどうでしょうか。

3．今の状態だと、まだまだ被害は大きくなるし、耕作放棄田も増え災害も起きやすくなります。早期の実施を求めます。

次3点目は、税の徴収方法の改善を求めてお尋ねします。納税は公正公平と言われます

が、大口滞納の延滞金 8,000 万円を免除しようとしながら一方ではストーブ、扇風機などといったものまで差押さえインターネット公売をする。でこれが公正公平と言えるのでしょうか。そこでお尋ねします。

1. 税の滞納についての徴収方法はどの様にされていますか。

2. 督促状はどの様な手順で発行しているのでしょうか。

3. 納付期日を過ぎると再び納付期日を知らせて、その期日に納付しても、その翌日の午前中に督促状が届いたという人がありますが問題ではないでしょうか。

例えば、銀行などは午後 2 時以降に振り込むと翌日扱いになります。また役場は 5 時半までの取り扱いですが、問題は、今までになかったでしょうか。税の徴収には、もっと配慮が必要ではないでしょうか。

最後の質問に入りますが、国保税の滞納世帯の取り扱いについてお尋ねします。

1. 無保険の子供の問題をどの様に対応されますか。

2. 資格証の発行は、是非、止めるべきだと考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、公共施設のバリアフリー化についてのお尋ねでございますが、現在、町の財政課で掌握しております公共施設は、学校、保育園、町営住宅などを含めて 131 施設あります。全ての公共施設について、バリアフリー化が望まれるところではございますが、中には合併前の旧町より引き継いだ相当年数を経過した古い施設もたくさんあります。当然、利用実態に伴いまして、早急に必要な、バリアフリー化が必要な施設については、順次整備を進めているところでありますが、中には、施設の敷地や構造上、どうしても整備できにくいというものもございます。

兵庫県では、平成 5 年 10 月に「福祉のまちづくり条例」が制定され、高齢者や障害者と共に生きる社会環境の整備について、細やかな規定が設けられ、県の業務ではありますが実際には、市町に事務委任する形態をとり、全て町において新築建物について、「福祉のまちづくり条例」の規定に基づき審査と指導を行っております。

また、平成 8 年から 11 年にかけては、合併前の旧町単位において、中心地となるカ所、旧佐用町では、駅前地区・平福地区を、上月地区では駅前地区と久崎地区を、南光では駅前地区と上三河を、三日月では駅前地区の合計 7 カ所を「福祉のまちづくり重点地区」として指定し、それぞれに整備計画を策定しており、合併後もこの計画を引き継ぎ、毎年県に対して進捗状況等を調査して報告をいたしております。

このことから、最近の施設については、最大限バリアフリー化に配慮し、また各公共施設においては障害者用トイレも設置しております。

具体的なご質問の、町内公共施設のトイレのバリアフリー化のカ所数については、131 施設の内、障害者用トイレを設けているカ所は 67 カ所、半分、約半分であります。このカ所については、ほとんどが車椅子用のスロープなどを設置しバリアフリー化に配慮をいたしております。

次に、「障害者用トイレであっても使いにくいところはないか」とのご質問であります。新しい施設におきましては、設計段階において、県の条例に基づき最優先して配慮をしておりますので、その対応は十分できていると思っておりますが、既存の施設を改造し設置する場

合は、どうしても構造上の制約などがありますので、十分でない力所も出てくる可能性はあります。今後とも十分に配慮をさせていただき、より進展する高齢化社会や障害の皆さんにとって過ごしやすい環境づくりに努めてまいる考えでございます。

次に、JR 姫新線輸送改善事業は、姫路駅・上月駅間 50.9 キロを JR 西日本が事業主体となり、兵庫県及び姫新線電化促進期成同盟会を構成する姫路市、たつの市、佐用町で平成 21 年 3 月の新型車両の運行、22 年春の高速化を目指して軌道敷の改良等、地上設備工事を進めているところでございます。

この事業は、長年にわたる沿線住民の念願であり、多額の金額を投じ整備するもので、完成後には、地域の公共交通機関として多くの皆様にご利用いただけることを願っているところでございます。

お尋ねの佐用駅のバリアフリー化につきましては、施設は JR のものでございますので、これまで JR に変わって何度かお答えさせていただきましてとおり、何度かお答えをさせていただいてきております。佐用駅の乗降ルートは、構造上地下道となっており、階段が設置されております。その為、身体の不自由な方や車椅子を使用される方には、利用しづらい状況になっていることは事実でございますが、元々現在の道路高と線路高とに高低差もある構造なのでバリアフリー化は大変難しい状況であるということ、何度も、これまで説明し、状況は、十分にご理解いただいているものと思っております。

次に、道路側からも利用できるトイレの改修についてということのご質問でございますが、町内には、JR 姫新線、智頭線あわせて 7 駅、その大部分が町有財産となっております。しかし、佐用駅につきましては、JR と智頭急行の共有駅でありまして、所有者の JR 西日本及び智頭急行に対応していただく必要がございます。議員ご質問の佐用駅のバリアフリー化、トイレの改修は、利用者増や利便性の観点からも、できれば当然必要であるというふうな受け止めておりますけれども、駅舎の構造上、先にも説明しましたように部分的な改修では、バリアフリー化等の機能改善は望めないというのは、望めないということでもあります。またトイレの改修につきましても JR につきましてもは経営上のことを、先に言われて、JR として改修に取り組んでいただくということについては、中々非常に難しい状況にあるということをお伝えしたいと思っております。

次に、鳥獣被害防止特措法についてでございますが、この法律は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山村漁村地域の振興に寄与することを目的に昨年 12 月に制定され、今年 2 月に施行されております。内容につきましては、農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を策定し、基本指針に即して市町村が被害防止計画を作成することができ、計画を作成した市町村は、被害防止施策を推進するために必要な財政上の措置が講じられます。

具体的な措置は、市町村が希望する場合、県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可権限が委譲される権限委譲、地方交付税の拡充、補助事業による支援など必要な財政上の措置や被害対策実施隊など人材の確保などでございます。

町におきましても、指針を基本に佐用町鳥獣被害防止計画案を現在作成をしているところであり、県と事前協議を現在行っているところであります。

事業実施につきましては、町が作成する被害防止計画に基づき自治会・猟友会・農会長さん・町の関係課などで構成する地域協議会のようなものを組織して、今後十分な調整と協議をする必要があるものと考えております。

次の、対象鳥獣につきましては、現在被害を多く受けている動物として、シカ・イノシシ・サル・ヌートリアとしており、必要に応じ、アライグマ・ハクビシン・アナグマなども対象鳥獣として考慮していく必要があるものと考えております。

現在、獣害対策として町が行っている補助事業などと組み合わせ、この制度の有効な活

用と各種関係団体等の協力を得て、佐用町獣害防止対策協議会を立ち上げ、その中で協議し、早期に可能な対策を順次、実施していきたいというふうに考えております。

次に、税の徴収方法の改善についてご質問にお答えをさせていただきます。

まず、税の滞納についての徴収方法はどのようにしているかということでございますが、町県民税、固定資産税などの町税や国民健康保険税などの滞納整理におきましては、納期限内に完納された大多数の納税者の皆さんとの公平性を保ち、町税収入を確保するために、税法の規定に基づき、滞納者に関して財産調査を行い、収入や財産がありながら納付催告しても納税の誠意のない滞納者につきましては、税法の規定に基づき滞納処分を執行しております。一方、財産調査や納税折衝によって、支払える能力のない方や生活困窮による滞納者は、税法の規定に基づき滞納処分の執行を停止しております。

次の督促状はどのような手順で発行しているのかとのご質問につきましては、地方税法の規定により、納税者が納期限までに税金を完納しない場合には、徴税吏員は、納期限後 20 日以内に督促状を発行しなければならないと定められておりますので、この規定のとおり督促状を発行しております。

督促状発行の実務においては、督促状の発送当日に、会計課や支所窓口での納付分を確認して抜き取り、納付と督促状とが行き違いにならないよう十分に留意しながら発送をしております。

次の、ご質問につきましては、以前においては、口座振替の申込者で振替口座の残高不足などにより振替ができなかった方について、督促状発行日までの納期限を定めた納付書が発行していましたが、督促状との行き違いの元になる他、納付書を送付しても滞納となるケースが多数あることから、平成 20 年度から町税及び国民健康保険税においては、残高不足等により口座振替ができなかった場合における督促状発行日までの納期限を定めた納付書の発行は取りやめております。このことにより、口座振替の場合も、納付書納付の場合と同様に、納期限までに納付されない場合は翌月の 20 日までに督促状を発するようしており、督促状の発行の行き違いは少なくなってきているというふうに思っております。しかしながら、金融機関から指定金融機関を経由して会計課への送金に 2 週間程度の期間を要する場合がありますので、納付期限後に金融機関において納付された場合は、督促状の行き違いが避けられない場合もあります。この督促状の行き違いを避けるためには、まず納期限内に納税していただくことが最も重要であることから、税金は、納期限内に納税しましょうという PR を町の広報等でも推進をしております。

最後に、国保税の滞納世帯の取り扱いについて、無保険の子どもの問題をどう対応するのかについてでございますが、本年の 12 月 1 日の国民健康保険証の更新時から、国民健康保険の資格証明証の交付対象世帯であっても、中学生以下の子どもさんに対しては、保険者証の交付を行うこととし、健やかな生活を送っていただけるよう配慮することとともに、納付相談等の機会を確保し、実態の把握、納付指導に努めながら滞納の解消に努めてまいります。

次に、資格証の発行は止めるべきではないかとのご質問でございますが、国民健康保険資格証明証の交付については、財産に災害を受けたり、盗難や親族の病気や負傷、事業の休廃止などの特別な事情や、政令に定める特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方について、負担と給付の公平性を保ち、納付相談等の機会を確保するために交付するものでございます。国民健康保険は、住民の相互の共同扶助により成り立つ社会保障制度であり、全ての加入者の皆さんに公平に保険税を負担していただくことが何よりも大切でありますし、税の収納率の向上は、健全な国保事業運営の極めて重要なことでもあります。今後も、資格証明書・短期被保険者証の交付事務を通して、被保険者と接触する機会を持ち、納付相談、納付指導に努めてまいりますので、この趣旨を十分

ご理解をいただき、ご協力をお願いいたしまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

まず、最初のバリアフリー化ですけれども、トイレについて言いますと、トイレについては、本当に誰でも出かける時には、一番気になるものですが、特に高齢者や、また障害を持たれる方は、本当に心配されることと思います。それで、このバリアフリー化で、新法ですけれども、その前に、先ほど、町長からもありましたように、他のハートビル法とか交通バリア法という、そのバリア法が施行されまして、いろいろと進んではきておりますけれども、やっぱり、今度違うのは、新法になって変わったことと言うと、やっぱり、今までの身体障害者となっていたのが、障害者になったということで、精神とか知的また発達障害を含む全ての障害者が対象になったことが一番大きいと思います。

それと、やっぱり、そういった人が、外へ社会参加という意味で、外へ出る為には、トイレだけではありませんけれども、もうバリアフリー化は、もう絶対に必要だと思われま。そこで基本構想のことですけれども、増えたということですが、これに作成するに関する協議会も言われましたけれども、現在、この協議会の立ち上げで、人数、委員というか、構成員なんかは何名ぐらいいらっしゃるのかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、町長の方がお答えしましたようにですね、町の中心地域につきましては、兵庫県の福祉のまちづくり条例ができた時に、まちづくり重点計画ということでですね、これは合併前なんです、旧佐用町におきましては平成9年度それから上月町では平成11年度、旧南光では平成8年度それから旧三日月では平成9年度、それぞれ念じは若干バラバラなんです、この時に、警察、土木それから実際の障害者等も入っていただいてですね、それぞれ指定される重点地区を粒さに調査をいたしております。現実には車椅子の利用者に車椅子利用してもらったり、それから視覚障害者の白い杖を持たれる方も参加していただいて、それぞれの旧町で、その検討会を作って、勿論県の土木事務所なんかも入っていただいた中で、何が障害になるかということ全部ひらい出してですね、指摘箇所を作っております。ですから、人数につきましては、それぞれ旧町ごとの別々に、その検討会を随時作られておられますので、ちょっと申し上げられませんが、そういう形で計画づくりを進めてきております。その計画が、今現在も引き続いているということです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) ということは、現在の、この新法だけに基づかず、前からのバリアフリー化の法律に基づいてやっているということですか。はい、それで、各旧町ごとに違う、立ち上げも違うようですけども、そしたら、この合併したからといって、大体今まで合併したから旧町のことは言わないでとかいうことがよくあるんですけど、この場合は、そしたら、合併をして1つになったから、1つの協議会を立ち上げるということはしないんですね。

〔福祉課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) これにつきましてははですね、新法の、また協議会というのは、別途ですね、これから他市町の動向を見ながらという形になると思うんですが、今、私ども事務局の方で掌握しておりますのは、このまちづくり重点地区の整備計画というのは非常に細かな計画を持っております。で、トイレだけじゃなしに、道路それから普通の、その管轄の、いわゆる重点地区内の店舗、民間施設も含めた整備計画、改修力所等の指摘力所を持っておりますので、今のところ、それで十分対応はできるというふうに理解しております。

〔笹田君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、笹田鈴香君。

5番(笹田鈴香君) まあ、いろいろこうやっていただいているようなんですが、先ほど、施設の中で半分ぐらいですね、約半分ぐらいがバリアフリー化ということなんですけれども、先ほど、少し言いました、使いにくい所もそうなんです、現実に、この佐用の役場へ来て、他にないからということで、役場で利用しようという方が、しにくかったということなんで、ちょっと、私も、それ程思わなかったんですが、それ言われてから入ってみると、やっぱり、ちょっと狭い感じがして使いにくいかなと思うんですけど、町としては、これ場所的に、整備しにくいかもしれませんですけども、直していこうとかいう様な、これからの考えはありませんか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長(庵途典章君) 敏森議員からも、最初にご質問いただいたようにですね、そういうことも含めて、町民の皆さん誰もがですね、利用しやすい役場と庁舎施設ですね、そういう物を、最終的には整備できれば全部解消するわけです。ただ、最初に申しましたように、旧施設、それぞれ何とか工夫して、作っておりますのでね、最初から設計したというふうに、形にはできてません。若干、当然制約された中で、使い辛い点もあると思います。

ただ、まあ、役場においてもですね、新しい施設、その隣の文化情報センターなどについては、十分な施設を整備しておりますのでね、まあ、職員なんかにも、当然、そういう方がいらっしやったら、ここよりか、役場、裏の施設も使っていただけるようにね、案内もするというので、対応をしていかなきゃいけないなと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今言われたように、いよいよの時は、文化情報センターまでは行くけども、休みの時があったりするんで、思わぬ、大体日曜日とかに出たら、役場は休みなんですけど、いいんですけど、月曜日をうっかり忘れて行って、休みだったとかいう様なことも聞いておりますので、できれば、早く改修をできたらいいなと思っております。

それと、先ほどの公共施設の中なんですけれども、学校を全部進めていると言われたんですが、ちょっと、私も思ったんですが、江川の小学校に、今、身体障害者用のトイレがないと思うんですが、これについては、どの様に、今後、どの様に考えられておられますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） 私ども庁舎の中でも江川小学校については、今のところ障害者用トイレが設置されておりません。ですから、何らかの機会に改修等入った段階でですね、早急に、そういうふうな整備というのは必要かなというふうには考えております。

まあ、この県の、このまちづくり条例ができてからはですね、いろんな学校も含めた公共施設については、全部これに対応するという事で、障害者用トイレを、今、設置するように担当課の方で、設計段階で、協議の段階で申請をいただいて、その指摘力所を全部チェックしてですね、お返ししてますので、今後の施設については、必ず付いてくるというふうに理解しております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今後の、新しくする場合はいいんですけども、やっぱり途中で改修してするというのは、中々難しいと思うんです。特に佐用中学校も障害者が入るからということで、エレベーターがつかまりましたけど、できたことはいいんですが、やっぱりちょっと使い勝手が、場所的にも悪い様に思うんですね。ですから、本当に、その辺は気をつけていただいて、使い勝手のいい、やっぱり障害者の身になって、改修するにしても、していただきたいと思っております。それで、このトイレなんですけども、その役場などが使いにくいということと、それから役場に用事に来た人はいいいんですけど、やはり商店街に買い物に来た人なんかはね、ちょっとトイレに行きたいといっても障害者用のトイレがないということで、やっぱり駅の近くにあったらいい。できれば駅の所が一番使いやすいんじゃないか、広くて車も止めれるしというような、そのやはり障害者の方やまた家族の方がおっしゃるんですけども、構造上難しいということではあるんですが、今回、町長も言われたように、多額の金額を通じて、この高速化の事業が進みます。今までと、今までですと、本当に改修してくれとか、そういうことをバリアフリー化して欲しいとかいう要望を言ってたわけですが、今回は、やはりたくさんのお金を投じて作る事業です。出す事業で

す。町も本当に2億余りも出すわけですから、やはり、そういった点で、協議をもっとされてね、さっきも言いましたように、一応共有であるので、智頭急行なんかとの協議、これは是非して欲しいと思うんですが、その辺は、今までに、そういった話を智頭急行の方にされたことはありますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁してください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この佐用の駅だけではなくてですね、智頭急行管内の施設、駅舎、これは、駅の整備については、それぞれの自治体が、町村が整備をしたという形になっているんですけどもね、やはり、そういう所についても、智頭急行としての収益の上がっている会社なんで、管理なり、また改善なりについてやって欲しいという要望は常にしております。ただ、佐用の駅につきましては、これは智頭急行が、一応 JR に委託している施設でありまして、全く智頭急行の財産とか、そういうものではありません。ですから、管理上は JR にお願いしているという中ですし、それから、どちらにしても、この佐用駅については、何度も申し上げますけども、今回の、この高速化等の中でね、プラットホームなり、いろんなものが改修できればいいんでしょうけれども、構造上、もう本当に限られた中に線路が入って来ております。ですから、階段見ていただいてもですね、一番端から上げなきゃしょうがないし、階段の幅も、もうあれ以上広げることではできませんし、そういう構造的な条件っていうのは、どうしてもできないというね、状況は、ご理解をいただきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 構造上のことで、2年前の3月議会でも、その答弁はされたんですが、その時にね、ひさしのことを言いました、雨が降って、ちょっと狭いので、それは、申し入れるという答弁はされているんですけども、それは、申し入れはされていますか。ひさしと下のコンクリーの所の入り口が濡れて危ないということなんです、その辺の申し入れはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） JR の、この姫路鉄道部ですね、そういう所に、姫路駅の、そういう水の対策ですね、滑る問題とか、ひさしが少ないとか、建具が非常に使い辛いとかですね、そういう話はしておりますけれども、中々 JR にしては、この収益、今の採算性が非常に悪いという中で、そういう所への対策はされていないというのが現状でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君）　　そういうことですね、進んでいないということは、そうだと思うんですが、今度の、その高速化に向けて、この事業でですね、利用者の見込みを、大変増にされていると思うんですが、この前にいただいた資料で言いますと、佐用だけではありませんが、全体で 250 万人、現在の 250 万人を 300 万人、50 万人の増を見込んでおられるわけですが、佐用町の、佐用の駅、三日月も含めてですけれども、どれぐらいの増を見込まれておりますか。

議長（西岡 正君）　　はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　1つの目標として 300 万というね、過去何年か前のですね、数値を掲げて、沿線各市町が協力して、そういう少しでも増やしていこうということの目標です。ですから、どこの駅で何人という様な目標を立てて、今やっているわけではございません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君）　　当然、今、思うんですけども、現在、結局、佐用の駅が乗りにくいからと、それから回数が少ないということで、乗りにくい人は、徳久が乗りやすいということで、徳久駅から乗っている人とか、回数のことを考えると新宮とかたつのから乗っている人があるんですが、そういった人が、やっぱり高速化になると、やはり佐用駅も利用する人が多くなると思います。そういった意味でも、やっぱりバリアフリー化が益々必要になってくると思うので、やはり、その点、これからの事業があるので、特に力を入れて、町長も、そういった声を、今も挙げていらっしゃるんですけども、もっと強く求めて欲しいと思います。

議長（西岡 正君）　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君）　　当然、少しでも利用しやすいように、改善についてはお願いし、町としても協力もしていかなきゃいけないと思っております。

ただ、中々できない、現実にできないことを言っている、これも進みません。できる所で、やはり利用しやすいように考えていくことも1つの工夫であろうと思います。

そういう意味で、今、お話の徳久駅等は、一番乗りやすいフラットなプラットホームで、駐車場の土地も確保ができるということでね、佐用町内の、それぞれの駅、全てが、そういうふうになればいいですけども、少しでも利用しやすい所を、より利用しやすく整備して、そこも利用していただいて、少しでも姫新線全体の利用者の増を図っていくように、そういうふうを考えていきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 皆さんの町民だけじゃなくて、利用する人の立場に立って、是非これからも申し入れをしていただきたいと思います。

続いて、鳥獣害の特措法についてお尋ねしたいと思います。新法では、先ほど町長も言われましたように、権限が、県から市町村に委譲されて、また職員も駆除隊に入れるという様なことが含まれていると思うんですが、後ろに、この質問の後ろに南あわじ市の、この計画書を資料として付けておりますので、おるわけですが、もう淡路島は、3市とも全部、この計画書を出されております。で、佐用町の具体策はということで、先ほど聞きましたけども、結局、町としては、もう計画書を出されているわけですが、いつ頃出されましたか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これについては、採択してもらうようにですね、事前に話して、それで現在、その資料をですね、案を作成したやつを提出しております。出したのは、9月の下旬か10月だったと思うんですけども。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） で、もう出されているということなんですけども、思うんですけど、町長は、こういうを出されているということをおね、やっぱり今までは、何も努力はされているけど、どういう努力されているのか、今までの、そのまま来ている様なことを、さっきから言葉のニュアンス違いますけども、高木議員も言われましたけど、やはり、こういう計画を立てているのであれば、やはり議員には知らせるべきだと思うんですが、その辺は、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 正式な申請は、まだしてないんですけども、事前協議ということでですね、案を今出しておるところです。その中で、今、協議しまして、その内容で、県の方が、これで計画でということになれば、正式に公文書で出す予定にしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、近隣と相談、講義をしながらいうことをよく言われるんですが、近隣では、県民局の、この資料によりますと、宍粟市はね、宍粟市も出されている

わけなんです。もう既に。で、後、未だ、上郡とかは来年、太子も来年の予定で、今年の20年度の作成としては、養父市と佐用町がやっているわけで、県下の様子も見ながらということなんです。県下で言うと、もう神戸市、三田市、三木市、加西市それから多可町、神河町、宍粟市、豊岡市それから朝来市、その他、香美町、新温泉町、篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市、これ全部ね、こんだけたくさん、県下でやっている、計画とはいえやっているわけなんです。その辺は、やはり町としても、これだけやっているんであれば、段階かもしれませんが、こういうことが県の方から来ているんだということを、やっぱり議員、議員だけじゃないんですけど、特に議会ではね、皆が、こうやって、いつも一般質問にも、また予算の時も決算の時も出て来るんですから、やはり、そういったお知らせはして欲しいと思うんですが、その辺は、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この件につきましてもですね、県民局管内ということで、上郡農林事務所管轄の中で、こちらとしては協議しております。この中で、言いますと、佐用町、今のところ佐用町だけです。ですので、宍粟市はですね、龍野農林管内になりますので、そういうふうなことで、こちらとしては、検討も調整はさせていただいておるんですけども、実態としては、上郡管内では佐用町だけです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それで、その中の関連なんですけども、私の質問で、カワウとか、それからアナグマ、これも対象にして欲しいということを質問しているわけなんです。この佐用町の計画書によりますとシカ、イノシシ、サル、ヌートリアが計画書の中に、多分書かれていると思うんですが、これらを、未だ準備中であれば、やはりカワウとか、それからアナグマ、今年特に被害が多かったと思うんですが、その辺も追加できると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 最初の答弁でも言ってもらっておりますけれども、基本的に被害の大きな動物ということですね、シカ、イノシシ、サル、ヌートリアということにしております。今、言われておるアライグマとかハクビシン、アナグマね、そういったものですね、今後、そういった対策についての動物ということには記しております。内容的には、今後ですね、協議会を立ち上げた中、現状を調査しながら、その対策としては、それを入れていくといったことも協議の中に入ってきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 是非、皆さんの、いろんな被害状況を見て、是非、追加をして入れていただきたいと思います。

それと、先ほど、町長も言われましたけども、被害の防止に関する基本的な方針とか、その計画するに当たって、その特措法の中なんですけども、捕獲の件なんですけども、この捕獲に関して、片山議員も、それから高木議員も言われておりましたけども、その職員がということがあったんですが、それと、この新法では、狩猟の免許を取って、登録を町が権限委譲されるわけですから、自治体に申請をして、登録をすると、その人達、さっき駆除隊と言われましたが、駆除隊とか捕獲班とか、いろいろ名前は違うんですが、そういった中に登録をすると非常勤の職員となるという様なことも義務付けられているわけなんですけども、このおりとかわなを取った人ですね、そういった人が、ことはあまり言われなかったんですが、その辺のことは、銃だけを対象にされているのか、おり・わなについても考えておられるのか、その辺をお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今は、その特措法できてですね、基本的な計画を、とりあえず申請をして、内容的には、その被害防止に対する対策協議会、これは、いろいろとご質問の中にもありますようにですね、猟友会だけではなく、地元また、その関係、例えば、農会の方でありますとかね、自治会の方でありますとか、そういう皆さんにも入っていただいて、一緒に対策、地域ができることを、この中に具体的な政策、取り組みとして加えていくと、そういう考え方で取り組んでいかなきゃいけないと思います。それに対する費用、予算は伴うものについては、町として、一緒に、その中で具体的に検討していかなきゃいけないと。それも国から交付税なり、また補助金なりという形でね、いただけるものは十分財源的な物も確保しながら、対策をしていくということになります。

ですから、当然、その捕獲方法につきましては、銃だけじゃなくって、おりとかわなとか、そういう物もね、これも当然1つの対策、方法の1つでありますから、あらゆる、そういう方法を駆使して捕獲をしていくということで、総合的な取り組みにしていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 淡路島の資料には書いてないんですが、南あわじ市の市役所に聞きますと、結局、狩猟免許を取った人、おり・わなの人も含め、勿論、銃の人もそうですけども、免許を取った人が登録をすると、その駆除班と言うか、捕獲班に入って、役場の職員も、その班に編成して、やるということを言われておりましたが、その辺もやっぱり、是非考えていただきたいと思います。で、それに関連してですけども、昨日の補正の予算でありましたが、おりの農業共済のところ、おり・わなの12個分が、今度、防護柵と

かの方に回ったということなのですが、その時の答弁は、狩猟免許を取る人が少なかったと言われたんですか。それと、そういった希望者がなかったということを言われたんですが、免許を取っている人はあるし、やっぱり、おり・わなは、作りたい、欲しい、現実には、たくさん今年も作っているのを、私も見ていますが、そういった人があるんですが、希望者に、本当に募集というか、されましたか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 募集は、ちょっとしておりません。

捕獲、町の方がですね、捕獲許可を出しておるのは、猟友会に加入されている会員等を登録してもらっております。それで、おりで捕獲している、申請出ているのは、1班がございまして。猟友会に入っていてですね、その中で、箱わなで捕獲するという申請は、そちらの方でやっていただければですね、そういう許可は出すわけなんですけれども、通常資格取っておるから、そういう様な、おりを補助して欲しいと言われても、町の方ですね、猟友会から出てきた班でないとはですね、許可が出せませんので、そういうことは、まずは猟友会に入ってから相談していただきたいということを以前から言っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 細かいことで言いますと、猟友会に入った人も、ちょっと他で頼まれて作られている人を、ちょっと知っているんですけども、それは別として、やっぱり、希望者というか、猟友会もそうですけども、これだけ、この新法が公表をしなくてはいけないことにもなってますので、やはり、猟友会も勿論大事な組織なんで、是非頑張って獲ってもらわな困るんですけども、やっぱり登録をした人、また免許をとった人ね、そういった人に、知らせるのも、やはり1つの駆除の1つのあれになるんじゃないかと思うんですが、それと、今年の駆除の頭数は何頭ぐらいでしたでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） このわなにつきましては、この特措法ですね、これを承認していただければ、協議会等で対策について、わなで、おりで捕獲することとか、いろんな協議させてもらった段階で必要であるということになれば、それは、また協議はさせていただきますというふうに思います。

それと、今年ですけども、当初490頭を予定しておった、大幅にオーバーしております、約79とか80頭今回も補正をさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） これは、イノシシもシカも含めてですね。勿論、駆除。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） そうですけど、ほとんどシカです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 大変、もう本当に被害が酷いということで、やっぱりやる気も、農業やる気もなくなっただけという人もあるぐらいと、それから、やっぱり頑張らなアカンから、免許取ってでもやりたいという、もう80歳ぐらいのおじさんでしたが、そういうことも言われております。で、今回、ちなみに県民局のデータによりますと、11月14日までの駆除の頭数ですが、県民局管内で、シカは、ちょっと聞いてないんですが、イノシシが66頭、で、去年が33頭、この駆除されたそうですが、その66頭の内の57頭が佐用町だったという、もういかに多いかというのがね、分かるんですけども、やっぱり、これだけ被害、この頭数を見ても被害が大きいことが分かると思うんで、是非、この新法もうまく利用していただいて、やっぱり、佐用町の農業また佐用町を守るという意味でね、力を入れていただきたいと思います。

次に、税の徴収方法についてお尋ねします。公正公平という意味で言われましたが、やっぱり、この前聞いておりますと、こんな物まで差し押さえるんか、一方では8,000万円も滞納金、延滞金を免除しようとしながらとか思って、インターネット公売を見ますと、ええ、本当にこんな物かと思うような物がされておりましたが、50cc以下のバイク、エンジンはかかるが走行はできないと言った、こういった物までね、取るというのは、ちょっと行きすぎと言うか、あまりにも、その人は動かないからいいかも、それでも取った、差し押さえない意味でいいのかもしれないけど、やはり聞いた感じはいいことありませんし、やっぱり底辺の人の立場に立つと、大変、その人も辛い思いをされていると思うんですが、その辺は、どの様にお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） そのよく、ストーブとかですね、生活をした必需品を、それを無理やり持って来たように誤解をされておりますけども、実際には、そういう対応ではなくて、支払う実際能力はないという中でね、その税の徴収を執行停止をするために、何か、やっぱり、行って、いらぬ物を納めていただいて、それで後は執行停止をすると、そういう、そのその方の状況を踏まえて、その方の為に職員としてもですね、何らかの、やっぱり何もしないで、いいですよ、いいですよだけでは、やっぱり、それは、職員としての職務として十分じゃないという中で、考えてやっておりますのでね、生活に必要な物まで、それを無理やりとって来たという様な物ではありません。いらぬ物でも、少しでも換金して、いくらか納めていただいた上で、そこまで精一杯努力していただいて、後の残っている物については、もう、それで、執行停止、処分を停止するという形を取っておりますので、その点は誤解のないように、ひとつよろしくお願いします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、その督促状の手順、発行の手順をお聞きしたわけなんです
が、今回、この質問をするということを皆にお話をしたりしてますと、やっぱり、言えない
けどということで、もう普段は口に出さないけど、やっぱり大変だということが凄く分かっ
て、うちもこんなんがあるということで、その督促状が、払おうと思ってるのに来ると、
もう払うというか、いつも、その税金のことは気になるんやと。払わなあかんというのは、
分かってるけど、せめて、もうこの日にと思っているのに、もうギリギリに何とか間に合
って入れたのに、次の日に来たとかね、そういった、もう凄い本心、大体言いたくないで
すから、言いませんけど、やっぱり今回、ちょっと、こういったことで、もう数人の方か
ら、そういった話を聞きましたが、やはり、20日以内にしなくてはいけないルールはある。
規則、法律はあるんかもしれませんけど、条例にありますね。あるんですけども、やは
り1日ぐらいね。例えばですけども、国保なんかは、わざわざ窓口へ持って行って、役場
の窓口で、これで行けますか言うて、住民課で聞いて納めているのに、次の日にもう来て
いるということは、その日に出しているということで、最後まで確認をしていないとい
う様なことがある。行き違いとは書いてありますけど、やっぱり、そういった人もあるので、
何人か私も聞きました。あれは、ちょっとやり過ぎやとか、人の気持ちを考えてくれてな
いとか、冷たいとかいう声を、今回たくさん聞きました。そういった意味で、公正公平と
は言いますが、ある程度の1日、2日の余裕はね、やっぱり見て欲しいと思うんです
が、その辺は、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） そういう方が、たくさんあったというふうに言われるんですけどね、
どれだけ、少なくとも20日間というね、1つの職員としては、その期限の中で、もし、
それを前にしているわけじゃなしに、その期限を越えた物について、事務的に、それはし
ていかなきゃいけない、督促状を出さなきゃいけないということです。

そりゃ、その1日、2日待って入れていただけるかどうか分からない。そりゃ、最初
から、電話でもあって、後1日、2日あったら入れますからということをしていただければね、
それは、そんなもん督促状は出しません。そういう、そのことが、全然分からない中で、
たまたま、20日過ぎてから、1日後に入れられたと。それが行き違ったと、これは、行き
違いとしてはね、それは、逆に納税者の方にも理解いただけるんじゃないかと思えます。
1日越えているわけですから。その辺、その私は、決してその納税者の方に、無理なこ
とをしている、職員がしているとは思いません。当然、すべきことをしていると思えます。

議長（西岡 正君） 残り4分です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 現実に、その期日に入れても、次の日に来たということで、もう職
員も分かりながら来たということもあったということだけ、まず覚えといていただきたい
と思えます。

で、最後の質問になりますが、この国保税の、この滞納世帯の取り扱いについていうこ

とで、中学生以下には交付するというので、今、資格証明証は、子どもに対して、1人ずつ今度発行されましたから、ないということなんです、現在、資格証の発行世帯は、何世帯ありますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 子どもさん関係なしでよろしいですか。単純に資格証学校世帯ですか。

12月1日現在で、資格証発行世帯は24となっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） その内に、勿論、子どものある家もあると思うんですが、その資格証を発行されている人の、その中に含まれますね、その含まれた中でね、子どもの分だけとりに行くというのが、行きにくいと思うんですが、その辺は、皆、取られましたか。子どもの分を。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） このことにつきましては、11月末に、各世帯の方に状況等の通知をいたしております。現在、郵便通知の方でお知らせをしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

5番（笹田鈴香君） それで、取りに来られましたか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 未だ、ちょっと確認はようしてないんですけども。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） やっぱり、自分のところが、資格証明証発行されたということになると、その子どものんだけって、中々行きにくいと思うんですよ。そういった場合は、やはり郵送するとか、そういった何らかの方法を考えていただいているとは思いますが、どの様

な方法で発行されようとしていますか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） これにつきましては、答弁の中でもありましたけれども、一応、その世帯の世帯主と相談をした上で、ことわけをきっちりお話させていただいて、納付相談の上で、発行するという形で、文書の方出させていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ということは、それ相談して、もしかしたら、その子どもに払わないという様なことは、発行しないということはないですね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） それは、ないです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 最後になりますが、やはり命を守る大切なものでもあり、是非とも、この資格証の発行は、今も聞きますと、24軒、4世帯もあります。是非、発行を止めるように、私は、求めたいと思って、最後、求めます。よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） いりませんね。答弁要りますか。要りませんね。

5番（笹田鈴香君） はい、ください。

議長（西岡 正君） 要るんですか。

5番（笹田鈴香君） はい。

議長（西岡 正君） ほな、答弁願います。もう時間になりました。すいません。

5番、笹田鈴香君の質問は終わりました。

お諮りします。後、9名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明12月4日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0 4 時 2 5 分 散会
